

第 6 6 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 9 月 8 日 (火 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 8 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 2 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 代 表 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 代 表 質 問

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 藤 原 正 憲 議 員	4 番 林 克 治 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 齊 議 員
9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	1 0 番 西 本 諭 議 員
1 1 番 実 友 勉 議 員	1 2 番 高 山 政 信 議 員
1 3 番 岸 本 義 明 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 岡 前 治 生 議 員	1 6 番 小 林 健 志 議 員
1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員	1 8 番 秋 田 裕 三 議 員

欠 席 議 員 な し

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君	書 記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 岸 元 秀 高 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	清水弘和君
教育長	西岡章寿君	参事	西山大作君
会計管理者	西川龍君	一宮市民局長	落岩一生君
波賀市民局長	大島照雄君	千種市民局長	阿曾茂夫君
企画総務部長	中村司君	まちづくり推進部長	坂根雅彦君
市民生活部次長	長尾一司君	健康福祉部長	浅田雅昭君
産業部長	中岸芳和君	農業委員会事務局長	山石俊一君
建設部長	鎌田知昭君	教育委員会教育部長	藤原卓郎君
総合病院事務部長	花本孝君		

(午前 9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 代表質問

議長(秋田裕三君) 日程第1、代表質問を行います。

最初に、政策研究グループ「グローバルしそう」の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

5番、飯田吉則議員。

5番(飯田吉則君) おはようございます。議長の許可をいただきましたので、政策研究グループ「グローバルしそう」の代表質問をさせていただきます。飯田です。よろしく申し上げます。

このたび、宍粟市公共交通再編計画についてお伺いいたします。

この11月から公共交通再編による社会実験がスタートするということが発表されて、大変喜んでおるところであります。しかし、宍粟市公共交通会議においていろんな審議、論議がされたと思うんでありますけれども、その内容、その進め方について、いささかわからない部分がありますので質問させていただきたい、こういうふうに思います。よろしく申し上げます。

まず、1番目に、当初この計画について事業主体はどこなのかということについて、我々会派にとりまして各議員様におきまして、市が主体となってこの事業をやっていくものだという理解をしておりました。ところが、8月18日の総務文教と民生生活常任委員会、この中で事業主体という概念は持っておらなかったというような趣旨の発言が当局のほうからされたというように思っております。その中で、事業を運営、進めていくのは一般交通、今現在事業をやっておられる事業者にやっていただくんだというような形の御返答がございましたので、これに間違いはないのか、そして、そういう考えが最初からなかったのかということについて、お伺いしたいと、そういうふうに思います。

2番目に、この計画についてパブリックコメントの募集が行われました。身近な本当に皆さんが関心を持っておるはずの事業について、パブリックコメントを寄せられたのが4件だったように思います。このことについて、これを募集をかけた側として、この4件であったということに対しての考え方、思い、その辺についても

少しお伺いしたい。どういうふうにお感じになったのかなというふうにお聞きしたいと思います。

3番目に、現在、6路線のコミュニティバスというものが運行されております。この再編によって、これが市内完結路線という名の路線バスになるということは示されております。この路線バスを含めまして25路線ということでありまして。その中で、採算性に見合う運行は極めて難しい、厳しいということも予測されており、地域、行政、事業者が役割分担を明確にして取り組む必要があるということも示されております。

市民が少しでも多く利用するための提案をして、この場合、本当に当局なり事業者がそのニーズを的確に判断していただいて、対応していただけるのかどうか、本当にそうなのかという部分についてお伺いしたい。

4番目に、外出支援サービスとの関連、これはもう当初から再編会議の中でも取り上げられておりました。最近では、ある程度の制約が置かれまして、外出支援について制約がされております。そんな中で、このたび本当に外出支援サービスを必要とされる方に対しての支援はタクシーのみみたいな形になりまして、大変、今までの設定からすれば高額になっておるんじゃないかというふうに考えるわけです。

また、障害者割引についても、障害者の皆さん、皆さんにというわけではなく、精神障害の方については除外されているようなことも聞いております。その辺についても的確な判断をしていただく必要があるんじゃないかというように思います。この辺についてお伺いしたい。よろしく申し上げます。

1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 飯田吉則議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） おはようございます。どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。

政策研究グループ「グローバルしそう」の代表の飯田議員のほうから御質問がありまして、4点御質問いただいております。順次お答えをさせていただきたいと、このように思います。

まず、公共交通の再編に伴うことではありますが、1点目のことではありますが、事業主体と、このことでもあります。

事業主体の認識についてと、こういうことでもありますけども、今回の公共交通の再編計画につきましては、市民の移動手段を確保し、安心して暮らせるよう、市と

して主導的に公共交通会議に提案をし、承認を得てきたところであります。このことについてもいろいろ御報告を申し上げておると、このように思っています。したがって、再編計画の主体は市であります。路線バスの運行につきましては、その再編計画に基づき許可を受けている民間事業者が運行主体として運行することと、このようになっております。

2点目で、パブコメの関係であります。今回の再編につきましては、もう御案のとおり200円均一運賃と、こういうことで、交通空白地の解消も目指したところであります。各自治会長さん等々、何回もいろいろと協議をする中で、今回決定してきた経緯があります。できるだけ地域の思いを可能な限り盛り込んだものと、このように感じておるところであります。

したがって、そういうことも踏まえながら、パブコメをしたところであります。その御質問にあったとおり、特に運行便数の問題であったり、いろいろ課題もあったわけではあります。一定の理解が得られた、このように考えておるところであります。そのたび重なる協議等々の結果によって、今回のパブコメの結果ではないかなと、このように考えておるところであります。

3点目ではあります。地域ニーズに対して積極的に応えてくれるのかの質問であります。本再編計画に基づき運行を開始することによって見えてくる課題もあるかもしれません。したがって、当初は来年の4月ということであったんですが、できるだけ前倒しということで11月2日から運行して、その中で課題も見えてくるのも当然のことと、このように感じております。

新しいシステム運行以降の見直しについても、市が主体となって運行事業者と十分調整をし、宍粟市地域公共交通会議に諮る中で決定することになると、このように考えております。

現計画も市の意向を踏まえた内容として調整をしていったところでありまして、今後においても、事業者は当然前向きな姿勢で対応をしていただけるものと、このように考えております。

いずれにしましても、繰り返しになりますが、運行を行いながら検証し、そのことが地域の意見等を十分考慮した中で必要なものは見直していくと、そういう観点で今後も進めていきたいと、このことが大事だろうと、このように考えております。そういうことが持続的な公共交通へと繋がっていくのではないかなと、このように考えております。

4点目の外出支援サービスのことであります。利用料金が高いのではないかと

ということではありますが、外出支援サービスの利用者につきましては、御承知のとおり、ドア・ツー・ドアの利用であったり、あるいは自分が希望する時間に利用できたりする、バスと比較しますと随分サービス内容が違っており、あります。また、この事業に係る財政負担もこれまでもいろいろ御指摘があったということから、非常に大きな財政負担を伴うと、こういう指摘も当然ございました。それら等々によりまして、できるだけ持続可能なサービスを提供していくと、こういう観点の中で、一定の御負担をお願いすること、このようになったわけであり、あります。

また、精神障害者の方への割引の適用につきましては、これまでもタクシー事業者に依頼をしてきておりましたが、今後も引き続き適用に向けて要請をしていきたいと、このように考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） ありがとうございます。まず、1番目の事業主体はという点でございます。

主体は市、運行主体は事業者という今御説明でございました。確かに運行するに当たり運行事業の認可を受けておられる業者、今のところ2社でありますけれども、この方々の御理解と御協力なしにはこの事業は進まないということは、もう当然のことです。しかしながら、入り口の部分でそれ頼み、それしかないんだという考え方で入ってはおらなかったかなと。そのことについて担当委員会なり、再編会議の中で、こういう経過をたどってこの事業者でこういうふうにするんだとかという論議がされたのかなと。

私も数回、交通会議の傍聴をさせていただきましたけれども、その中ではそういうお話はなかったかのように記憶しております。当局からこういう形の事業を進めていきます。これについて御意見ございませんかというような形で、その内容についての審議の中で、こういう形あり、こういう形あり、そしてここへおさまっていくんだという方向の論議というものは聞いた記憶はございませんので、その辺の進め方について座長であった副市長、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） この公共交通の再編につきましては、先ほど市長が申しましたように、具体的には市が考える方法、議会の意見をいただきながら市が考える方法で実施をいたしております。

ただ、運行形態につきましては、コミュニティバスの運行形式もございまして、

また、補助金の関係、認可の時間、そういうようなことを総合的に判断しまして、現在、公共交通会議にかけまして、運行の主体といたしますか、運行業者はウエスト神姫さんとか、篠陽タクシーさん、それになった経緯がございます。それについて、公共交通会議で具体的にちょっと今資料がございませんので、どこまで出たか記憶しておりませんが、基本的には市の内部で一番よい方法を検討する中で、皆さんに御提案をしたということで、まさしく今言われたように、そういう経過を内部でも事務局としても、また運行事業者としても検討した結果、公共交通会議に諮ったというふうに記憶いたしております。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） そういう経過を踏まれておるということは、現状そうなっておるんだから、何もせずにそうなるわけじゃないんで、当然であろうと思います。でも、そのことについて担当である総務文教常任委員会なりの中で、今の現状はこういう形で計画を進めようとしておりますというようなお話があったんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 昨年度の委員会での答弁、あるいは説明という内容については、具体的に私自身が承知をしておりませんが、当然、3月にパブリックコメントをする段階では、現状の路線バスということで御提案をしているというふうに思っておりますし、4月以降の委員会の中では、その方向性を持って御説明をさせていただきました。ただ、法律用語を使っておりましたので、少し理解というところでは説明不足だったのかなということで、再度路線バスということについては、委員会の中でもその認識について御説明をさせていただきました。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 当局側としてはそれを説明したつもりであるということでありまして、担当の委員会の委員の中には、一切そういうことについては承知していないという方もおられます。ということは、ある一定説明不足なり、そういう大事なところをお互いに認識しないでやっていったという部分については、若干反省をするべきところがあるんじゃないかなと。形がここまででき上がってしまった以上、これを成功させるべき、議員としてもそれは成功させていかなければならないと認識しておりますので、むげに反対をするわけではございません。その進め方、今からいろんなこともあります。その中で、やっぱり常任委員会との関係、それから市民の方々にも参加していただいている、そういう再編計画をする委員会、そういう中で当局とのそういう部分の本当の意味での話し合いなり、折衝、そうい

うところをもっと明確に透明性を持ってやっていただくということは、これから大切じゃないかと思うんで、その辺は十分に反省せえというのも言い方おかしいんですけども、理解していただいて、進め方をもう少し考慮していただきたいと考えます。

それと、事業者をお願いして、市の考え方を理解していただいてということでございますけれども、この前、発表されました完結路線のバスのデザインでございます。我々も議員でこのことに関しての特別委員会を設けて、朝来市のほうへも行かせていただきました。朝来市では、そういう今までの空白地帯とか撤退路線について、アコバスというバスを走らせております。これは運行しておるのは全但バス、主体としては市という形でございますけれども、これは一種のコミバスの代行運転みたいな形になつとるということですが、当市では路線バスという形になるというお話でございます。

ところが、バス自体は朝来市のいろんな風光明媚な部分を印刷したり、そういう形で見ると地域のバスやなというのがよくわかるんですね。地域の人にこれ守るうぜ、みんなで乗ってよという形がもう明確にあらわされております。

今回、これが示されたわけですが、そのまま神姫バスが小さくなったやつという形なんです。その中に何かこう磁石のやつを、しーたんか何かをポンと張りつけるような形で、市がやっておるバスであるということを示したいというようなお話があったように思っております。しかしながら、そういうものを磁石で張りつけるということは剥がせるということで、このバスがここだけで走らなくても動ける状況でもあります。本当にそういうバスを津々浦々走らせても、本当にこれみんなを守ろうという、そういう機運が盛り上がるのかなと。やはり、北部、波賀地域、千種地域、一宮の北部、そういうところを走らせる場合には、やはりその辺の人たちの気持ちが込められるようなデザインというものをとっていただかなければ、本当の意味でのコミュニティを守るためのバスというものにはなっていないのかなと。持続可能なものと言いながら、いつでも変えられるバスというふうにとられても仕方がないと思うんですけども、この点についてお願いします。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 車両のデザインの件でございます。みんなで守るための公共交通という形で、市民の皆さんになじみの深い今の神姫のバスのデザインを選ぶか、独自のデザインを選ぶかというようなお話かと思えます。

私どものほうで伺っておりますのは、それがどれぐらいの割合でいらっしゃるか

というところまでは把握しておりませんが、神姫バスのデザインをそのまま走らせてほしいという声も市民の皆さんの中にはあることも、過去からのお話も含めて事実だというふうに思っております。今回、車両については神姫バスさんの車両というところで、今回の選択としては、従来からなじみの深い神姫のデザインをそのまま運行していく、それが公共交通バスが走っているんだなという機運に繋がっていて、これ以降も何とか存続していきたいなという機運に繋げていきたいというふうに思いまして、今回このデザインを採用しております。いろいろ考え方はあるのかと思いますが、そういう意見もあるというところで、今回の選択になっております。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） そういう意見もあるということで、そちらのほうになったということでもありますけれども、ということは、片方の意見だけを取り上げておるといふ傾向にあるんじゃないかなと。それは確かにいろいろと手続を踏んで、いろんなことをやると時間もかかるし大変やと、バスをつくるにしてもデザインをつくってという部分から時間もかかるし、お金もかかるということも当然であります。しかしながら、大きな意味で考えていったら、果たして今、坂根部長がおっしゃったことが、本当にそれでいいのかなというふうに考えるんですけれども、この中でいろんな市民の中からノンステップバスを走らせてほしいとかという声も聞いております。そういう部分についても、やはり神姫さんは雪がたくさん降る地域ではそれは難しいというお答えがあって、それはもう断念したと。いろんな意味で神姫さんがおっしゃることは仕方がないだろうという形で受け入れて、市民からある声については、いやこちらの声のほうが大きいんだというような雰囲気を受け入れてしまうという形の中で、本当にこれから実証実験をしていく中で出てくる声を本当の意味で受け取っていただけるのかなというふうに不安を感じる方々もおおいになることも事実です。そういう点について、本当に真摯な部分でもう一度お答え願いたいと思うんですけど。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） いずれかのデザインを選んでいかないといけないということですので、どちらかのデザインに決めていくということですので、両方のデザインを混同さすということは、非常に難しいのかなというふうに思っております。この安易にこちらのほうを選んだというわけではなしに、検討の中での結果として、今回このデザインを選ばせていただいております。

さらには、今、ノンステップバスの御意見、それはそういう意見、あるいはそういう御希望があるということについては我々も十分認識をしております。しかしながら、穴粟という土地、地形、積雪、そういったものを考慮すると、特に神姫バスさんの専門的な見地からのアドバイス、そういったものを我々としては十分精査をしながら、冬季間非常に雪が深いところも走行をするという現状を考えますと、ノンステップバスについては非常に難しいのかなという判断をさせていただいたと。いずれにしましても、御質問のありましたものについては、検討を重ねた結果ということで御理解をいただいたらなと思います。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 検討を重ねた結果、要するに事業者と色々な意味での話の中で、最終的にそういうふうになっていったというんですけども、それ事業者と要は当局との間の話だけかのように聞こえるんですけども、それが担当委員会の中でこういう御意見が出ているけども、こういう状況なんでこうなりますとか、公共交通再編会議の中で、そういうことが本当の意味での意見として交わされたのか、その辺をお聞かせ願いたいんですけども。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） この事業主体と運行主体の話につきましては、いろんな論議を重ねております。今、坂根部長が説明を申した内容も当然でございますが、場合によっては、さっき言われたように、このコミバスの委託運行での方法もございます。その場合に一番懸念しましたのはバスの所在でございます。例えば、鉄道のない穴粟市におきましては、バスを電車の形で走らすとかというようなことも話としては出ました。ただ、その場合には、車も全部穴粟が購入する、そういった制約がございまして、例えばウエスト神姫さんでしたら、バスを運行のあいているときには違うところに持って行けるといような利点がございまして、全部市でやろうと思えば膨大な資金になると。また、塗装につきましても、市の分を限定にしますと、やっぱり全部市が負担しなければならないということで、いろんなことを考慮いたしまして、市民の方にとって、また市にとって何が目的なのか、一番経費の安いことで安定して乗ってもらうということに現在重要としまして、この結果になっております。

ただ、今ございますように、今後、実行する中で、いろんな意見も出てまいりと思います。そういうときには、例えば全車でなくても数台でもそういうことも検討することは必要ではなからうかなと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 今、副市長のお答えの中で、そのバスを市として購入しなければならない経費の負担が増えてくるというようなお話があったんですけども、現状、今回の再編計画の中での資金、お金の流れというものについては、この前も説明がございました。運行経費2億4,400万円、運行収入が4,000万円、欠損額2億400万円、その中で国県からの補助として1億6,400万円を充てる、市の負担としては4,000万円であるというのが出されております。この運行経費の中に、この今度購入するバス、その維持費、燃料費、それから車検なり、償却、全てがこの運行経費に含まれておるといふこの前の委員会のときの答弁であったように記憶しております。であれば、別に神姫さんがこれを新たに無理にお金を負担していくということはないというふうに考えるんですけども。そして、このために買うバスをよそで運行するというのは言語道断じゃないかと思うんですけど、その辺についていかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 委員会での資料の、例えば負担金とか補助金の経費の割合は、そういった一番効率のいい運行の結果、宍粟市さんの運行の割合はこうですよということで積算をされているものと理解しております。

したがって、宍粟のために購入した車をほかで運行するということではございませんので、それについては再度詳細にまた質問があれば説明させていただきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 今、副市長の御説明のとおりそういう形のものであるならば、その資料について担当委員会のほうに出していただきたいと思っております。

また、我々がこの前聞いたところでは、説明は私が今申し上げたとおりではなかろうかと、そのときの委員の皆さんもそういうふうに理解されておるといふふうに思いますので、その辺の違いのところの明確な部分をお知らせ願いたい、そういうふうに思います。

それと、先ほどの外出支援サービスについてですけども、サービスの内容は違うと、今度からは、ドア・ツー・ドアであって、今までは医療機関、そういう部分しか行けなかった、これをお買い物に行くとか、またそういう文化会館のいろんな催し物に参加するとか、そういう部分にも使えるというふうな柔軟性を持たせていただきました。これについては大変喜ばしい、そういうふうに考えるわけですから

ども、なぜそういうドア・ツー・ドアのサービスがなされるのかという元の所へ帰っていけば、その公共交通機関が家の前を通っていてもそれが利用できない人のために、これはつくられておる、本当の意味での福祉のサービスやと思うんですね。だから、公共交通が家の前を通ってバス停ができる、だから、歩いて利用できる人はそれを利用していただきたい。それに乗れる人はしていただきたいというものであって、乗れない人が使うサービスね、この外出支援は。それを内容が変わって、その人が特別に使えるんだから多少の負担はもっと考えてもらいたいというのは、ある意味での福祉の切り捨てじゃないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 外出支援サービスにつきましては、御案内のとおりでございます。これまでの事業の実績にあわせまして、議会等々からも御指摘いただいております、やはり財政負担の問題等々の御指摘もいただいております。

また、当然、公共交通の再編に伴いまして、公共交通の利用をできる方はそちらを利用していただくと。外出支援サービスの利用については、公共交通の利用ができない方を対象にするということで、いわゆるそういう面がございます。ただ、言いましたように、ある程度の御負担はお願いしなければ、今後目的地の拡大も図る予定にしておりますので、やはり、制度として今後とも継続してこの事業を実施するに当たりましては、やはり、それなりの利用者の方に一定の御負担をいただかなければ、この事業が成り立たないという観点でございますので、皆さん、それぞれ利用者の方にも十分御説明する中で御理解をいただきたいと思っております。

（「議長、休憩動議」の声あり）

議長（秋田裕三君） ただいま岡前議員から動議が出されておりますが、動議に賛同者はありませんので、会議を続けます。

（「動議」の声あり）

（「賛成」の声あり）

議長（秋田裕三君） 暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時03分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解きます。

代表質問者、5番、飯田吉則議員、発言を続けてください。

5番（飯田吉則君） 時間がございませんので、続けさせていただきます。

浅田部長のほうからおっしゃっていただいたことでございますけれども、岡前議員が言われたように、木で鼻をくくったと言いますか、従来の答弁のままでございます。

確かに受ける人は相応の負担をするというのは当然なことであります。しかしながら、先ほどからも何遍も申しますように、これは受けたくて受けとるわけじゃなくて、受けざるを得ないという部分がございます。そんな中で、今設定された金額、その算出根拠なり、タクシー料金で4,000円未満と以上、この区切りをつけた部分、そういう部分について、どこからそういう形が出されたのか、そして、その400円、450円とかいう形のもの、そういうものがどこから出てきたんかという部分、ちょっと御説明願いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 利用料につきましては、これまで長年外出支援サービスということで運行しておりましたので、その基準といたしますか、ベースがございました。今回の見直しにつきましては、公共交通の再編にあわせてということで、平成25年度からいろいろと議論をしてきた経緯がございまして、これまでも御報告もさせていただいておりますように、平成26年度につきましては、対象者を逆に拡大をするとか、そういうこともしております。

ただ、再度になろうかと思えますけれども、やはり、この福祉制度ということでありまして、大きな財政的な支出が多々ございましたので、いろんな方面から持続可能な制度となるようにという御意見もございました。当然、低廉な価格が一番望ましいわけではございますけれども、いろいろ議論する中でこういう形になっております。

特に、幾らを御負担いただくかというのは、これ大きな議論でございまして、例えば2分の1とか3分の1とかいろんな議論がございました。ただ、一度に大きな御負担を、利用料を上げるということは、これは逆に、今議員からの御指摘もありましたように、福祉サービスの切り捨てということになりますので、やはり福祉の制度を守る、それから、ある程度の財政の用途を抑えていくということも含めまして、今回しております利用料の設定ということに、今現在は落ちついております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 今の説明でございますけれども、ということは、まだ今から

いろんな意味での見直しがあるということも含めての話でありますか。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 既にお示ししております将来目標ということの中でも、利用料については適正な利用料をしていこうということと、それから、あと、やはり今回対象者の方を限定をしております。ただ、それ一定の基準ではなかなか難しいところがございますので、やはり、運行する中で、それぞれお一人お一人の体の状況も違いますので、それをどう対象になるのかならないかというところの判断をこれから積み重ねていく必要がありますので、やはり、これが最終の決定事項ということではないし、制度を運用する中でやはり見直しも必要でございます。

それから、あと運行形態につきましては、もう今、全市的にはタクシー事業者の方が運行をされておりますので、ほかの方法があるのかどうかというのも、これも一つの大きな検討課題かなというふうに思っています。

以上です。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） ほかの方法という形の中で、今回はもうそのタクシー事業者に絞った外出支援サービスという形になっておりますよね。今まで社協であるとか、そういうところの有償福祉サービスですか、そういうものを利用できた部分もあったかと思うんですけども、その辺についての考え方ももう一度精査願いたいなというふうに考えます。

それと、今回、要介護1・2のあたりを我慢していただくという形になったと思うんですけども、そのことによって財政負担の軽減がどれぐらいになるのか。それにまた1回の回数を制限をちょっと少なくされまして、渡す利用券を少なくされております。そんな中で、本当に1億円を超えてしまった外出サービス、その分をどれだけ減らしたのか。そして、それによって当局のほうから公共交通サービスのほうで、どれだけそういうことがカバーできていくのかという部分について、そういう試算はされておりますか。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 今回、対象者の方の見直しも行わせていただくことにしております。ただ、この対象者だけを見直せば、全体的な見込みというのはこれまでの実績から推計はできます。ただ、今回、行き先を拡大をします所以、その間、例えば身体に障がいをお持ちの方の中には、症状固定ということで病院にはあんまり行かないんだという方もたくさんおられますので、今回、社会参加である

とか買い物とか、そういうことも含めて行き先を拡大をする予定にしておりますので、やはり、その見込みがどのぐらいかというのは非常に難しいことだと思います。2割増えるのか、5割増えるのか、いや、あるいは倍に増えるのか、それは非常に難しいことではあるんですけども、やはり、今回の見直しはそういう対象者は限定はさせていただきますけども、行き先を拡大をするということのセットでございますので、なかなかこの一概にはこれまでの比較検討は難しい状況ではあります。

以上です。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） その辺のところをきっちり検証していただきまして、本当の意味での外出支援サービスとして利用者が喜んでもらえる方法を確立する、これは部長、責任を持ってお願いしたいと思います。

それと、先ほど申しましたノンステップバス、低床バス、これを本当の意味で安全性を考えた上での利用をしないというお答えやったような感じがするんですけども、それなれば、最低限乗り降りするときに、もっと足の不自由な方が手を添えて上がれる、また若干何かをつけることによって乗りやすくする、そういう形の研究というものを今からしていくことができるんじゃないかと思うんですけども、その点について。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） バスの手すりの関係については設置をすることとしておりますし、乗務員がその介助をするということについても、運行事業者とはそういう話を進めておりまして、そういうふうな進め方をすることで合意をしております。

議長（秋田裕三君） 飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 今、どっちかといえぱうれしいお話だったんですけども、乗務員が介助をすることができる、そういうことを考えておるといことなんですけども、それについて、これは事業者さんが行われることであろうと思うんですけども、その運転手に対して、その介助方法なりそういう教育という部分について、一定のマニュアルですか、そういうものについて一遍お示し願いたいと思うんですけども、そういうことを地域に、一般市民に知らせることによって、本当に足に不安を持つ方、そういう方が安心して利用できるんだなど、積極的に利用しようという機運が盛り上がるというふうなことも思います。だから、そういうことを神姫バスでは、こういう介護の方法を運転手の皆さんが講習を受けて、こういうことをや

っておるんですよというようなことを、本当の意味で皆さんに安心を与えるためでもそういうことをやってもらえるかどうか、どうでしょうか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 具体的な介助の方法、あるいはそれに対する社員教育、乗務員教育がどの程度なされてという部分については、詳細までは把握ができておりませんので、今おっしゃっていただきましたその内容、それを調査をしまして、担当委員会のほうに御報告をさせていただきます。

まず、乗務員さんについては乗務するまでに3カ月の研修期間を設けて乗務に当たられるというふうに伺っておりますので、その中でどういう教育がなされているかということもちょっと把握をさせていただきながら、報告をしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 主体は市ということでありますので、是非ともそういう部分、主体的に市がかかわって行って、本当の意味で市民に必要な公共交通になるように、その辺のところの努力は惜しまずやっていただきたいなというふうに考えます。

先ほど申しました精神障害の方につきましても、先ほど副市長のほうから事業者のほうに積極的に働きかけておるんだけれども、なかなかいい返事は今のところ出ていない、これからもしていくと、働きかけていくというようなお答えだったと思うんですけど、それに違いありませんか。もし、そういう形で続けていただいているのならば、是非とも実現に向けてやっていただきたいと思いますし、また、この再編計画につきましても、市としてはよそにない、こういう形態をよそに先駆けてやるということに対して、一定の思いを持っておるというようなことをお聞きしました。先進事例じゃなく先駆的に、先駆的にやっておるというようなことでございますので、よそではやっておらない障害者に対するそういうサービスにつきましても、できれば先駆的に取り入れて、宍粟市ではこういうことをやっておると、そういうことによって住みやすいまちやなということを県内、全国、いろんな人に知ってもらおうということは市長のおっしゃる「行って住んでみたい」というまちになるんじゃないかなというように考えます。その辺について市長どうでしょう。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） この公共交通というのは、本当に長年の市民の皆さんの願いでありまして、特に足の確保というのは、これからの社会に向けて非常に重要な課題であると、このように思います。したがって、これまでも議会からもいろいろ御

提言いただいたり、あるいは、そのことを実現可能にするためにそれぞれのところで、立場で議論を重ねてきました。

しかしながら、今お示ししているのが100%でないということは、これは十分そのとおりでありまして、今後、実行する中で、より市民の皆さんに安心して利用できる、さらにまた、そのことによって本当に住んでよかったなとこのことは非常に大事なことだと、このように思っております。

しかしながら、一方では、外出支援も含めてであります、本当に利用できない公共交通にとっても、あるいは再編しても利用できない人に本当に外出を可能にするためにどうなのかと、こういう議論もこれまで繰り返しをしてきました。したがって、その外出支援と公共交通のありようを両面で検討した結果がこういう状況がありますが、ただ、一方で、やっぱり財源の問題も十分検討する大きな課題でありまして、両面で今お示ししておるといようなところであります。

今後におきましても、できるだけ可能な範囲で、考え方を議会あるいは担当委員会にもお示しする中で、さらにいいものに仕上げていく、このことが大事だと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） その財源も必要であることから、いろんな部分で制約もできてくるという、これおっしゃるとおりであろうかと思えますけれども、今回の先ほども申しました運行経費、今回の試案の中では2億4,400万円、これがいわゆる今回は今のところ天というところですね、この中でやっていくんだというところなんです。しかしながら、事業者に対しても利用促進に繋がる提案なり、利用者も利用促進に繋がる提案、そして、当局もそれに対する努力ということも言っております。

しかしながら、こういう言い方をしたら失礼なんですけれども、この2億4,400万円の天が決まっておる中で、もうこれは運行経費です。全て含まれておるわけです。要は、事業者さんは、その中でできていくという提案でありますので、事業者さんは、言い方悪いけど損はないという部分があるかと思えます。その事業者さんにそういう努力を本当に求めても、その答えがかえるのかなと、何とか真摯にそれを受けとめてやっていただける業者であろうということを期待するわけでありまして、その辺のところをやっぱり詰めていただいて、何とか一緒に頑張りましょうよという部分、そういうところを表に見せていただきたい、そういうところがバスのデザインであったり、そういう部分、先ほど運転手さんの教育でありますとか、そういう部分であろうかと思えます。その辺についてももう一度お願いした

いんですけれども。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） おっしゃる通りだと思っております。特に、運行事業者については、どこで努力をしていただくかということになりますと、当然安全運転、それからサービスの向上、あるいは親しみやすいバス運行事業になるような対応、そういったものが市民の皆さんに愛され、守っていききたいなという心を育ていけるものだろうというふうに思っておりますので、これについては事業者とそのことについては御指摘も含めて十分調整をしながら、その方向で実現するように私たちも努力しないといけないと思っております。

議長（秋田裕三君） 5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） いろいろと耳の痛いことを言ってまいりましたわけですが、それもこれもこの事業が本当の意味で成功して、本当に市民に定着して、みんなが喜べる事業で進めていかれるようにという思いがあってのことでございます。

今日、こういう形でこんな質問をさせていただきますと、これは中継されております。市民の方も見ておられると思います。そういう意味でも、市民の方にも本当にこの事業を理解していただいて協力してもらおうということは、本当に大切なことなんで、この我々もそうでありますけれども、当局も本当に真摯な気持ちで臨んでいただきたい。そして、事業者の方にもそれを強力にお願いしていただきまして、本当の意味でのこの地域の公共交通としての誇りを持って、この事業運営をやっていただきたいというふうに思っておりますので、この辺市長、部長、その他の方々も協力して、本当の意味での公共交通、外出支援というものを今から見詰め直して、進めていただきたいと思います。

これで終わります。

議長（秋田裕三君） これで、政策研究グループ「グローバルしろう」の飯田吉則議員の代表質問を終わります。

続いて、市民クラブ政友会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

16番、小林健志議員。

16番（小林健志君） 市民クラブ政友会を代表いたしまして、質問をさせていただきます。16番、小林でございます。

私の質問は、地域創生戦略について。

まず初めに、人口減について質問をさせていただきます。

広報のシリーズ地域創生にて「宍粟市を活力あるまちとして維持するために人口減少に歯どめを！」というタイトルで出ております。「人口減少対策に取り組む方向性を明確にします。」というふうに書いてございました。

私は、宍粟市からの転出者を減らし、転入者を一人でも多く受け入れること。そして、何といたっても出生率を上げることだと考えます。若い人たちの未婚率が男女ともに上昇しております。未婚化、晩婚化、晩産化が大きな要因であると考えます。これまでも質問いたしました中で、子どもを産み育てるために思い切った策が必要不可欠であるとお話させていただきました。第3子が生まれたら祝い金100万円ともお話させていただきました。

市がとりましたアンケートの中には、第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円とあります。これは市民の思いだと思います。少し遠慮がみであります。同じ考えじゃないかと考えます。「人口減少対策の取り組みの方向性を明確にします」とあります。具体的に市民にわかりやすく市長のお考えを伺います。

2番目に、主な事業について。

このことも市がとりましたアンケートの中にあります。アンケートの中には、休耕田・放棄田を利用し、企業誘致のための工業用地として活用できないかとの意見も出ております。県民局長の講演会の中で、宍粟市は山の国、林業従事者も多く林業を促進していかなければならない。そのためにもひょうご林業大学、これは仮称でございます、を拠点として林業を志す若者を県内外から受け入れ、林業新規従事者の確保の促進をとりました。このことにつきましても、宍粟市としての創生戦略の中に取り入れるべきと考えますが、市長のお考えはどうか、お伺いをいたします。

後になりましたが、市長の選挙公約の中に、スピード感を持って物事に対応するとありました。実現されておりますか。宍粟創生戦略について、市長自身のまた考え、またビジョンがございましたら、お伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 小林健志議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 市民クラブ政友会代表の小林議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大きく3点に分けてお答えを申し上げたいと、このように思います。

特に、地域創生戦略について人口減少対策、このことの1点目の御質問でありま

すが、現在、策定を進めております第2次総合計画におきましても、人口減少対策を最重要課題として位置づけておりまして、総合戦略におきましても、当然重点的かつ戦略的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。したがいまして、総合計画、さらにまた、この地域創生に伴う戦略、当然関係するものでありますから、そういう観点で取り組むことが必要だと、このように考えております。

そこで、人口減対策として、特に大きく四つの定住促進の柱を掲げておりまして、もう既にお示しをしておるものと思いますが、まず1点目は、集落・地域の活性化と宍粟への移住支援であります。2点目は、雇用の創出と就職支援。3点目は、少子化対策。4点目は、選ばれるまちづくり。こういう柱の中で、具体の協議を進めておると、こういう状況であります。

特に、7月末から市内4カ所で開催をさせていただきましたタウンミーティングやあるいは地域創生戦略会議におきましても、議員のほうからただいま紹介のありましたお祝い金の支給等々のお話もありました。ほかにも子育て世代への住宅購入支援、さらにまた、学童保育あるいは給食費の無料化、あるいは出産費用の助成など、いろんな多くの提案をいただいております。アンケートの中にもいろいろたくさんその他あったことはもう御承知のとおりだと、このように思います。

ただいま御案内のありました子どもを産み育てるためには思い切った策が必要不可欠、こういうようにお話がありましたが、私もそのように認識しております。全体の総合戦略を12月に決定すべく、今進めておるところであります。一定の素案ができた段階で、当然議会のほうにもお示しをする中で、いろいろ御意見をいただいたり、また再度市民からもいろいろ御意見をいただく、こういったことで進めていって12月と、こういう手順で進めておるところであります。

今後、それらを踏まえながら、どのような形で実施がそれぞれ可能なのか、あるいは財源の確保であるとか効果などについても十分検討を進めていく必要があるだろうと、このように考えております。したがいまして、その中からも来年度から実施できるもの、今すぐやらなくてはならないもの、あるいは数年かけて取り組むもの、いろいろ整理をしなくてはならないと、このように考えておりまして、年内には市民の皆様にも確実にそういったスケジュールを含めながらお示ししていきたいと、このように考えておるところであります。

いずれにしましても、人口減少対策は宍粟市の最重要課題でありまして、国や県と十分連携しながら、今後、力強く取り組んでいきたいと、このように考えており

ます。

次に、2点目の特に企業誘致を含めて林業振興、こういった関係の御質問であります。先ほど四つの視点での柱を申し上げた中で、特に、雇用の創出と就職支援を掲げておるところであります。先ほど申し上げましたタウンミーティング、あるいはアンケートの中でも、一番多いのはやっぱり若者の定着と雇用の場の確保というのが非常に多いニーズであります。そういったことの中で、当然柱の一つとしてそのことを最重要課題として取り組んでいきたいと、このように考えております。

特に、企業誘致の関係につきましては、工業団地等を持たない我が宍粟市におきましては、企業誘致と市内事業者の工場拡張等の用地の確保が大きな課題となっております。ただいまお話のありました休耕田あるいは放棄田等の活用であったり、さらに学校の適正化に伴う空き校舎などの活用を中心に、今後、戦略委員会においても答申をいただく予定の総合戦略の中に基づいて、新たな就業でありますとか、起業等の支援を強力に推進していきたいと、このように考えております。

その中で、仮称の林業大学の関係であります。8月25日付の神戸新聞でも掲載をされたところでありますが、宍粟市は県下最大の森林資源を有しておりまして、特に、国や県の林業関係機関があるところでありまして、特に、山崎高等学校の森林環境科学科でありますとか、山の学校、さらに山崎木材市場、あるいは兵庫木材センター等々、多くの事業者もあるところであります。その立地条件というんですか、そういったものを生かしてその誘致というのが、私は宍粟市が最適であるところのように確信しておりまして、現在もそうではありますが、あらゆる機会に当市への誘致に向けて動いておるところであります。

今後におきましても、さらにPRし、そういったことの条件というのか、立地条件をPRしながら誘致に向けて努力をしていきたいと、このように考えておりますので、議会におかれましても是非よろしくご願ひ申し上げたいと、このように思います。

また、その構想については、先ほどおっしゃったとおり、先に兵庫県が公表されておりますその総合戦略案に盛り込まれておりますが、既に宍粟市の総合戦略会議におきましても、早い段階からこのことについては議論をいただいております、いわゆる総合戦略の目玉の一つとして位置づけられておるところであります。さらに強力に誘致に向けて動いていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご願ひ申し上げたいと思います。

3点目になりますが、公約に掲げたスピード感を持った対応はどうかと、こうい

うことでありますが、常々職員も含めまして、機会あるごとにそのことを繋げながら、あるいは伝えながら懸案事項等々あるわけですが、ときには私自身が直接指示を行うこともありまして、関係市民の方とも直接お会いするなどしてトップセールスもあわせて迅速な対応に努めておるところであります。

しかしながら、そう言いながら国や県との事務調整であったり、用地の確保が必要な場合という事業もあります。そういった中では一部スムーズな進捗となっていない事業も当然あるわけですが、そういった点についても十分反省しながら、さらに努力を重ねながらスピード感を持った対応をしなくてはならないと、このように考えております。

そこで、地域創生の中で、あわせてビジョンとこういうことでありますが、宍粟市では、地域活性化のきっかけをつくり、持続可能かつ自立的な地域の創造が期待できる事業、そのことを目指す必要があるだろうと、このように考えておりまして、とりわけ、昨年度から独自に先行しまして地域創造枠事業として、森林セラピー事業であったり、あるいはふるさと宍粟PR館「きてーな宍粟」の設置など、また、みんなで創る夢の小径事業等々、積極的な取り組みを進めてきたところであります。

現在策定の地域創生の戦略においては、これまで4回戦略委員会を開催をしていただきました。さらに、先ほど申し上げたタウンミーティング、あるいは各種団体、さらにまた、先日、高校生とのいろんな議論をさせていただいて、提案もいただいたところであります。それらを戦略に盛り込みながら、あるいは盛り込めるもの、盛り込めないものも含めながら、十分協議をして構想を今立てているところであります。

これまでも事業として必要な事業については継続してやらなくてはならないとこのように考えておりますし、さらにまた、新たな発想も当然必要であろうと、このように考えております。

いずれにしても、宍粟市の将来をどう展望するか、長期のビジョンあるいは中期、短期、そういったものを視野にしながら、速やかに実施することについては速やかにスピード感を持ってやらなくてはならないと、このように改めて感じておるところであります。

そういう意味で、最重要課題であります人口減少は何としても歯どめをかけなくてはならないと、このように感じておりまして、今後もその戦略と相まって、さまざまな事業展開をしていく必要があるなど、このように考えております。

以上であります。よろしくようお願い申し上げたいと思います。

議長（秋田裕三君） 16番、小林健志議員。

16番（小林健志君） 答弁ありがとうございました。

まず、初めに、人口減について、最初に質問したとおり、いろいろと未婚化、晩婚化、晩産化というふうな大きな原因があるようです。本当に出産、子育てということは大変だと思うんです。ですから、私は3子が生まれたときに、祝い金としてそこそこのお祝い金をというふうに書いておりますが、私が思うには、お母さんにどちらかといえば御褒美なんですよね。二人、子どもをこしらえてくれた、3子もこしらえてくれた。その祝い金100万円というふうなことを言っているわけで、そういう気持ちが本当にあったのかどうか。ただ、子どもができたから祝い金で出そうというんじゃないしに、やっぱり女性を思う気持ちが少しあれば、こんなに晩産化にはならなかったんじゃないかなどこのように思います。そういう意味も含めまして、思い切った策としてもう一度考えてもらえないかということで、再質問をちょっとさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 西山参事。

参事（西山大作君） 地域創生の関係で少し具体的な面に入りますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

ただいま市長の答弁にありましたように、地域創生の戦略の委員会は4回重ねております。それから、市長をトップに地域創生の本部、これの会議を10回、今開催をしております。

今ありましたように、市民の皆さんから提案をいただきましたタウンミーティングの項目であったり、もちろん職員であったり、ほかの団体等から御提案をいただいた等々について、今まさしくそこで案を提示して、一定取りまとめの段階に入っております。先ほど市長も答弁ありましたように、出産のお祝いであったり、子育ての環境であったり、支援だったり、たくさんのいわゆる産み育てるという4本の柱のうちの一つの大きな柱、これについての提案がございます。今のところ、昨日現在取りまとめましたら、事業としてはこれまでの継続事業、あるいは拡充事業、新たな事業等々の案として出ておりますのが90事業項目がございます。これを今からどのような形で体系化して絞っていくのか、そして、ありましたように9月の下旬には、議員の皆さん方にも一定その方針案を提示をさせていただいて、10月には議論いただいたその方向性を確認していただきながら、提案等をまた新たにいただきたいというふうなことも思っております。

いずれにいたしましても、その議員ありましたような項目も今あわせて案の中で

取りまとめておる状況でございます。最終的には、11月の末には一定の方向で創生戦略の委員会から市長に答申をいただくというような方向で今事務を進めておりますので、そのときには明確な宍粟市としての戦略の計画ができ上がるというようなことになっておりますので、御理解いただきたいと。

ただ、その大きな項目の中に産み育てる環境、そこについては市としての政策の中に一つ大きな体系がこの中に入っておりますので、あわせて御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 16番、小林健志議員。

16番（小林健志君） 人口減につきましては、一気にもう2年や3年で進んでいるなというわけにはいかないと思うんですが、長い目で見ていただいて、10年、20年になると、ああ、本当によかったなというふうになるように考えていただきたいと思えます。

次に入ります。

企業誘致のための工業用地というふうに書いておりますが、この宍粟市で企業誘致で大きな企業が来て、100人も200人も雇用ができるような場所、そういう企業というのは、今はもう無理だと思えます。

私の近くに、いわゆる10人ほど雇用をしてやろうという会社が来ます。ほぼ確定だそうです。これは東大阪のいわゆる物づくり、その工場が環境のいい宍粟市ということで、いわゆる高校を卒業したら6カ月は大阪へ来いと、その中でいわゆる修行をして、そして地元へ帰ってこしらえてくれというふうな、部品をこしらえる会社なんです、そういう会社が10人でも10軒あれば100人なんですよね。そういう企業をやっぱり狙うべきじゃないかなと思えます。また、ほかにどこかないかなというふうなことも言われております。

そして、宍粟市から非常に都市部のほうに、ただ、会社でどんな仕事をされるかわかりませんが、物づくりをしに行っている方が多いんですよね。その方が何年かたちますから上司になられて、里へ帰ってこんな工場ができんかというふうなことも話しかけられました。非常にこの宍粟市としては、ふさわしい場所だと思えます。そして、交通面にしましても、いわゆるその部品が高価な部品でございますから宅配で送れるわけですね。だから、別に大きなトラックが入らなくても大丈夫というようなこともございまして、こういうことに思い切って目を向けていただきたいと思えます。

市長も聞かれたと思うんですが、行政側にもそういう相談があったんじゃないですか。そういうことをどんどんやっていただきたい。土万の小学校の跡は、またコンピューターかそういうような会社に来るようにも聞いておりますが、そういう会社を、とにかく企業をやっぱり宍粟のほうに来ていただきたい。このことが人口減対策にも繋がるんじゃないかなと、このように思います。その企業誘致の件で市長何か考えがございましたら。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまお話があった企業も非常にありがたいことだと思っておりますし、ここ数件いろんな方々からお聞きして、一部には立地がうまく整って、いよいよというところもありまして、非常にありがたいことだと、このように考えております。

ただ、そういうことで徐々に物づくりという、いわゆる製造業も細分化されて大きな工場ではなしに、それぞれの部品のパーツに分かれて工場を持つという動きも出てきたやに先般聞いております。そういう意味では、先ほどおっしゃったように、少人数で物づくりの場というのを求められておると。

ただ、流通の問題も先ほどおっしゃったとおりであります。今、大きな部品を大きなトラックで運ぶのではなしに、先ほどおっしゃったようなパーツに分けてというふうな動きも出てきておるといようなお話も先日聞きまして、今こそ我がまちにとっては非常にいいチャンスではないかなと思っておりますので、どんどん企業のほうにも今後働きかけていきたいと、このように考えております。

ただ、用地の確保というのは非常に難しい面がありますので、先ほど来申し上げたとおり、場合によって今後その企業が来ていただいたり、あるいは相談に応じたときに、一定この地はどうですかというふうな場所を提供するようなことも、今後十分整理をしていく必要があるのかなと、このように考えております。

いずれにしても企業誘致、あるいは工場が来ていただくことによって、そこで働く人が当然増えていき、人口の定着に繋がっていきだろろうと思っておりますので、今後もさらに強力にそのことについては進めていきたいと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 16番、小林健志議員。

16番（小林健志君） 企業の性質といたしますが、日本の国がいわゆるフィリピンであったり、東南アジアのほうに大きな工場を持ってやっておるのも一つは雇用いわゆる安く使えると、そういうことも考えておるらしいです。そのことと含めてこ

しらえたものがその場でさばけると、そういうふうなこともお聞きをいたしました。毎朝、北部のほうから29号線を姫路のほうに多くの方が通われておるんです。大変な労働だと思っんです。姫路まで行って仕事をして、いわゆる給料をもらうのも、宍粟市の近くにおいて給料をもらうのも少しは宍粟市が安いかわかんけども、動くだけは労働が助かるがなと、体が楽やがなというふうなこともございますんでね。やっぱり働く人はおりますよと、そういうアピールもやっぱり必要じゃないかと思っんです。ただ、企業の場所だけじゃなしに、そういうこともアピールしながら、この企業誘致を進めていただきたいと、このように思っんです。

それと、ひょうご林業大学について、これは市長も先ほどの答弁の中に、乗り気であるというふうに捉えてよろしいですか。林業大学が宍粟市に来るということね。このことにつきましては、宍粟を挙げて本当にみんなで何としてでも来てほしいというふうに思っんです。そういう進め方というのが非常に難しいように聞きましたけども、この90%がやっぱり森林というか山の国というかの場所で、そういうなんも本当に必要ではないかと思っんです。再度市長、このひょうご林業大学、仮称ではございますが、専門学校でも結構でございます。宍粟へ行くとする学校があるなあというふうな学校をつくっていただきたい。このことにつきましては、市長の腹のくくりのいわゆる御意見をお聞かせいただきたいんですけど、お願いいたします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私は何としても我がまちの歴史や風土をいろいろ考えますと、どうしてもこの仮称の大学というのが必要であろうと、こう考えておりました、何としても我がまちに誘致を図っていきたくいと、このように考えて、今後さらに強力に誘致を進めていきたくいと。そのためには、当然市民の皆さんやあるいは議会の皆さんにもいろいろな情報を提供しながら、是非一緒になってこのことについてよろしくお願い申し上げたくいと、このように思っんです。

議長（秋田裕三君） 16番、小林健志議員。

16番（小林健志君） 一番後に書きまして申しわけないんですけど、市長の公約にスピード感を持ってというふうな、実現されておりますかという質問でございますが、先ほどはもう一生懸命やっておるというふうにお聞きをいたしました。それでも、行政側としては繰越明許費というのがあります。これは先ほども答弁の中に用地買収ができなかって非常に難しかったんだというふうなこともありますけども、それ以外にももっと慎重にというか、早く取り組んでいただきたいことがやっぱり

ございます。

私が前々から言っておりますシカの残滓なんかはもう本当に10年がかりぐらいでやっておりますんでね、こういうことなんかは、もう本当にスピード感を持ってやっていただきたい。

それから職員の不祥事、こういうようなことも一度ありましたら、もうこれは徹底的に性根を入れてそういうことに取り組んでいただきたい。こういうスピード感も私は必要じゃないかと思って、ここに書かせていただきました。そういうことについて、再度市長のスピード感を持ってちょっと気合いを入れて答弁をいただきたいんです。これで最後にします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私自身、そういう公約を掲げておりまして、常にいろいろ社会の情勢やらを見ながら、やるべきことについて、必要なことについて、また懸案事項についても当然スピードを持ってやらないかと、このように考えておりますが、全てというわけではないので、大変その点では申しわけない気持ちであります。

ただ、今後におきましても、やれることは、あるいは必要なことはスピードを持って対応していかないとなかなか時代についていけないと、このように考えておりますので、さらに馬力を上げて頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（秋田裕三君） これで、市民クラブ政友会、小林健志議員の代表質問を終わります。

会議の途中ですが、休憩をとります。

午前11時0分まで休憩に入ります。

暫時休憩。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

16番、小林健志議員。

16番（小林健志君） 先ほどの質問の中で不適切な表現がございましたので、削除していただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） ただいま小林議員から申し出がありました。

お諮りいたします。

削除することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) では、そのようにいたします。

会議を続けます。

続いて、日本共産党宍粟市会議員団の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) それでは、日本共産党宍粟市会議員団を代表して、代表質問を行わせていただきます。

この間のたび重なる市の不祥事の再発防止についてお聞きいたします。

この後、同僚議員も同様の内容で質問を通告されております。私は私なりの視点から質問させていただきます。

私は、26歳で議員にならせていただいてから、今年で27年余りになるうとしておりますが、このような短期間にこれだけ重大な市の不祥事が発覚したことは、私は初めてであります。それだけ市全体の緊張感がなくなっているのか、市職員のモチベーションが下がっているのか、それともこの間の職員削減により仕事が多過ぎ、職員の過労とストレスでこのような事件が相次いだのかわかりませんが、いずれにしても副市長、西岡教育長の管理下で起こった事件であり、その責任の大もとは市長、教育長にあります。

さて、この間相次いだ不祥事とは、6月25日の職員のパソコン操作誤り事件、6月30日の入札での予定価格を他の工事と記載ミスをして落札者を変更した事件、そして、7月12日には、とどめを刺すように市職員の公務執行妨害により逮捕されるという事件があり、そして、さらに7月15日には神戸新聞の報道で初めて知ったわけではありますが、絶対にあってはならない学校給食への異物混入というようなことが、たった1学期間で宍粟全体で25件もあったと。いずれも市としてはあってはならない事件ばかりであります。

このように宍粟市の不祥事が相次いだことにより宍粟市議会として、8月12日付で「適正な職務執行と職員の綱紀肅正について」と題する申し出をし、8月20日付で市長より回答が示されました。しかし、その回答を見ても、一つ一つの事件の起こった原因、その責任の所在、その事件に関しての職員と監督責任者の処分内容、再発防止策については甚だ不十分だと言わざるを得ません。

そこでお聞きいたします。

まず1点目、4件の事件の起こった原因とその責任の所在はどこにありますか。

2番目、4件の事件に関する職員の処分と監督責任は誰で、どのような懲戒がなされたのか、お聞きいたします。

3番目、4件の事件の再発防止策とともに、市全体として、事件の市長の責任と今後の不祥事の再発防止策はどのように考えておられるのか。

4点目に、特に学校給食の異物混入というのは、絶対にあってはならないことであります。合併後において波賀の学校給食センターを無理やり一宮に統合させたのはあなた方です。このような結果を招くのを私は一番心配しておったわけで、そういうことについても合併後の10年間の異物混入の資料を是非提出していただきたい。

以上で質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 岡前治生議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 日本共産党議員団代表の岡前議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま御指摘等々お話がありましたこのことに関しましては、開会の御挨拶でも申し上げましたが、改めて市民をはじめ関係の皆様にも多大な御心配と御迷惑をおかけし、市政全体の信用、信頼を損ねることになり、改めて深くおわびを申し上げます。

さて、4点あるわけではありますが、原因とその責任の所在はどこかと、こういう御質問ではありますが、パソコンの操作誤り及び電子入札の執行誤りにつきましては、ともに事務処理上のミスでありまして、基本的な確認ができていなかったと、このように言えます。

責任の所在につきましては、一義的には当該職員となりますが、それぞれの事象により組織として管理監督責任が問われることとなります。

職員の処分と監督責任が誰で、どのような懲戒がされたかと、このような御質問ではありますが、職員の処分につきましては、庁内で組織をしております懲戒処分審査会を開催の上、「職員の懲戒処分の基準」に基づき処分を行うことになっております。

事務処理上のミスの2件については、今後の戒めと注意喚起を促すため、担当職員及び関係する管理監督職員に訓告または厳重注意を行っております。

なお、公務執行妨害容疑で逮捕された職員につきましては、現在、起訴公判中で

あり、懲戒処分の審査につきましては裁判の確定を待つこととしております。

また、学校給食における異物混入につきましては、当然、再発防止に向けた組織上の対策は必要であります。教育委員会とも協議の上、職員に関する処分は行っておりません。

次に、市長、教育長の責任と再発防止策についてであります。職員の不祥事は、宍粟市に対する信頼を損なうものであり、市政を預かる最高責任者として、また任命権者として極めて重く受けとめ、改めて責任の重大さを認識しておるところであります。

再発防止につきましては、信頼回復に向けて市職員全体に対するコンプライアンス研修やったり、各部署におけるリスクの洗い出しをはじめとするリスク管理の徹底など、職員個々人に向けた意識の向上に向け、服務規律の確保と綱紀粛正について、さらなる徹底を図りたいと考えております。

4点目の資料についてであります。確認できる範囲で提出をさせていただきます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。市長から議長の申し入れに対して8月20日付で回答がありました。これが本当に今言われたように重大な責任、責任の重大性ということを感じて書かれたものとは私は到底思えません。

通常であるならば、先ほども言いましたように、職員をどういう処分に処したか、そして、その責任者はどういう処分にしたか、そして、最高責任者である市長、あなたは今回これだけたび重なる事件が起こったわけですから、例えば減給を自ら申し出るとか、そういう条例を提案してくるとか、そういうふうなことが初めてあって、こういうことをしたら市長にも教育長にも迷惑をかけるんだ、そういう気持ちで職員が働けるような環境、そういうふうなものをつくらなければならないんじゃないんですか。今回のこの回答で市長、あなた満足なんですか。いかがですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 回答を8月20日にさせていただいた分については、そのとおりでありまして、先ほど来申し上げておるとおり、今回の事象につきまして十分そのことを精査しながら、今後再発防止も含めてさらに努めていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。口では簡単に言えるんですよ。再発防止、再発防止って。テレビで報道されるような事件でも首長が出てきて、再発防止に努めま
す、陳謝して頭を下げられますよ。でも、今回4件も立て続けに明らかになったわ
けですよ。しかも学校給食については、たった1学期間の間に25件も異物混入があ
る、こんなこと、子どもに安心して食べさせられる給食になりますか。教育長。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 失礼します。先ほど市長の言葉にもありましたように、こ
のことに關しては極めて私も重く受けとめまして、責任の重大さを痛感しておりま
すし、市民、また保護者、子どもたちにも本当に申しわけない気持ちであります。

このことが出ましてから、出る前からもあったんですが、この休み中にもしっか
り職員の研修も行い、さらに改善できるところ、修繕できるところの改修等にも当
たって、今対応に当たっておるところであります。

責任に關しましても、しっかり職員に研修をしてもらうとともに、改善をしっか
り行い、異物混入のないように肅々と責任を果たしていきたいと、このように考え
ております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。せやさかいにね、先ほども言いましたけれども、
市長と同じですよ、教育長もね。口で言うのは簡単なんですよ。たった1学期間に
25件も異物混入があって、たった短期間のうちにそれをゼロにするなんていうこと
をほんまにできますか。私はできないと思いますね。抜本的な改革をしなければ。

また、その問題は後で詳しく取り上げますけれども、まず市長、具体的に先ほど
も言われました学校給食の異物混入については処分も行っていない。では、何のた
めに大変高い給料をもらっておられるであろう学校給食センターの所長、正職員で
置いておられるんですか。しかも、正職員の調理員何のためにおられるんですか。
この間、あなた方は学校給食センターの正職員、調理員、あなた方が非常勤化して
きたんじゃないですか。そのためにこういう事件が起こっているんじゃないですか。

本来、夏休みは調理員というのはこういう異物混入がないように、いろんな今マ
ニュアルが出ておりますけれども、そういうものを一つ一つ勉強する、そういうこ
とが義務づけられておるんですよ。夏休みにゴキブリとか、そういうものが一切入
ってこないように施設の点検をして、丁寧に二学期から学校給食が始められるよう
にする、そのための正職員じゃなければいけないわけですよ。そうでしょう。

ですから、まず、処分をしていないなんていうことはもってのほかですよ。それ

で、少なくとも今、3件の事件について、まあ逮捕された方についてはもう自動的に結果が出るでしょう。まあ依願退職されると退職金を支払わなければならないようになりますから、そういうことから考えますと懲戒免職という手段、これは最終的な手段でありますけれども、起訴された段階で懲戒免職処分になる、そういうふうな手段が前回のし尿券問題の例から言うとそうなるのかなと。それで、また市の規定から言うてもそうなるんだらうなというふうなことは思いますけれども、少なくとも、今わかる範囲内で、ほな、上の事務処理のミス、これは具体的に誰をどう処分したのか、本会議場で明らかにしてください。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 処分の部分なんで、私のほうから答弁させていただきます。

このミスの部分につきましては、不法行為あるいは非違行為、それから犯罪関係の部分ではないと考えております。事務処理上のミスでありまして、その部分につきましてはの公表というのは、件数につきましては何件あったか、どういう処分があったかという部分は公表があるんですけれども、社会的な公表基準というのを宍粟市も持っております。社会的な大きな影響のあった部分、それから犯罪行為等その部分につきましては、もう既に新聞等でも報道ということになりますんで、公表の基準としております。しかしながら、この部分につきましては、件数等のお示しはすることになるんですけど、誰がやったかという部分については控えさせていただきたい、そういうふうと考えております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。市の宍粟市職員の懲戒処分の基準に関する規程、これあなた方がつくられたもんですよ。これを見ますと、事務執行上の過失、事務を遂行する中で重大な過失を犯し、住民に多大な迷惑をかけた場合、減給または戒告、今さっき訓告と言われたやないですか。あなた方はこんなものまで無視されるんですか。市長いかがですか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 職員の懲戒審査会の責任になっております私のほうからお答えを申し上げます。

今の基準は確かにそのとおりでございます。ただ、職員の、事の当然重大なことばかりでございますが、その内容、さらには市民の方々に直接与えた影響、こういうようなものを斟酌いたしまして、審議会の中で処分を決定いたしておりますので、

その基準に基づいております。したがって、公表等も公共基準に基づいて現在やっておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） ですからね、身内に甘い体質なんですよ。ぬるま湯につかれておるんですよ。市民に対しては大変厳しいことをおっしゃいますけども、身内については大変甘い、そういう処分しかされません。先ほど言われたじゃないですか。大変重く受けとめ責任の重大性を感じておると。でも、事務執行上の過失で、先ほど言うたように重大な過失なわけでしょう。そしたら、自分たちでつくられた規程の中で減給または戒告というふうになっておるのに、一番軽い訓告または嚴重注意、そんなことで済ますってあまりにもなれ合い過ぎませんか。第三者機関を設けるべきではありませんか、そんな審査委員会であるのであれば。少なくとも誰がということはいいですから、その事件を起こした担当者、その階級ですね、係長やったんか、主事やったんか知りませんが、その直属の課長、その部長、そして、副市長、市長、総務企画部長、どういうふうな処分をされたんですか、自ら。その点を明らかにしてください。誰がどういう処分を受けたかは関係ないんです。

私が知りたいのは、その役職にある方が直接ミスを犯した方、当然処分を受けるべきです。でも、監督責任当然問われるべきであります。そして、そのこれだけ立て続けに起きたその経緯について、副市長、市長、教育長、どういうふうな内容で自らに処分を科されようとしているのか、科される気はないのか。そのあたり市長答えてください。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど冒頭から申し上げたとおりであります。今回のことは非常に先ほど申し上げたように重大なということでそのとおりであります。処分云々は、先ほど来、懲戒処分の基準に基づいてこうやったということですが、いわゆる再発防止やいろんなことについて口だけかいとこう思うんですが、私は少し観点が違うかも知れませんが、職員に常々事務執行上については、当然であります。当たり前前を当たり前前やるのは当たり前ですが、私は失敗を恐れず前向きな姿勢で与えられた職務を遂行してほしいと、このようにお願いしております。

私たちは常に心がけておるのは、一体誰のために、あるいは何のために何をしているのかという、このことを常に念頭に置きながらそれぞれの職務を遂行しなくてはならないと、私はこのように思っております。そういった中で、特に一人で仕事

をするというのは、とてもないことでありまして、常にチームで仕事をということ
で、呼びかけておるところであります。

特に、私自身は職員も私にとっても非常に貴重な財産であると思っていますし、
市にとっても非常に貴重な財産であると、このように考えております。当然、上司
は部下を指導する、これ当たり前のことではありますが、当然、育てるということも
重要なことだと、このように考えております。そういう意味において、今回の件に
つきましても、私はそれぞれの立場でそれを教訓にして、職員を一人一人責めると
いうことも非常に大事な部分がありますが、それを各部署で再発防止に向けて、そ
れぞれの役割を再認識して市民の負託に応える、私は今回このように捉えておりま
す。

したがいまして、今日高度な情報社会になっております。先ほど議員おっしゃっ
たように、27年前あるいは26歳であります。私も18歳でこの社会に入らせていた
だいて、いろいろ変わっていつております。それだけリスクもあると思っております。
しかし、最小限のリスクに食いとめる、この努力はしなくてはならないだろう
と、このように考えております。しかし、大事なことはかねてよりおっしゃって
おりますように、個人の情報等そういったことの流出も含めてあってはならない、こ
のことについては当然のことではありますが、最善の注意をしながらそれぞれ職員は
職務に邁進してあるだろうと、このように考えておりまして、そういう中で、私は
今回の基準に基づいてそのような処分をさせていただいたと、こういうことであ
りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） なんか情けなくなるんですけど、自ら決めたそういうもの
すら実行できない市長、それって何なんですか。ちゃんと事務執行上の過失、その
場合は減給または戒告ってうたってあるじゃないですか。それをなぜされないん
ですか。それは職員のためにもよくないですよ。上司のためにもよくないですよ。再
発防止って言われるのであれば、その犯した責任、その事件に対してしっかり責任
を負う、このことが一番大事なんじゃないですか、市長。まずは、そこからスター
トして、それで初めて今後同じことを起こしたらまた減給やとか戒告受けたら、そ
れは今度履歴書に載るわけですよ。職がかわるとき懲罰の関係では書かなあかん
ようになるわけですよ。それぐらい重いことなんですよ。それをちゃんと職員自
らわかって、自分がどれだけ重大なミスをしたのか、今回、まだ取り返せるミ
スやからいいかもしれません。でも、それに甘んじておったら、職員集団はなあな

あになってまいります。きちっとこの規定に基づいて処分をやり直すべきでありますし、今、副市長が言われたように、その審査委員会でそんな生ぬるい処分しかできないのであれば、きちっとした第三者委員会をつくるべきじゃないですか、市長。議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど来申し上げたとおり、私は先ほどの考え方の中で今回の処分をさせていただいたということであります。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 行政というのは、そんなに市長の恣意的な判断で自分の好きなようにできるんですか。行政って全て条例や規則やその下にある規程やそういうもので動かんと何を基準に動いているんですか。市長、市政っていうのはあなたの個人的な持ち物じゃないんですよ。だから、公平な政治ができるように公務員というのは、地方公務員法でしっかりと守られております。その中で、特に守られている中でも、公務員というのは基本的にミスがあってはならない、こういうふうなことで懲戒処分の基準等に関する規程、どの職員にも自分の市長や副市長の恣意的な処分が働かないようにこういう規程が決めてあるんでしょう。市長、違いますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 決してその懲戒処分の基準を恣意的にやったとは考えておりません。先ほど申し上げたとおり、私は職員に対する考え方は先ほど申し上げたとおりであります。ただ、やっぱりあってはならないことはそのとおりであります。今回の処分につきましても、決して恣意でどうこうしたというものではありません。基準にのっとって、先ほど来、副市長の申し上げたとおり、そのことで肅々と処分を対応したと、こういうことであります。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。市長、あなたは初心を忘れておられませんか。私は、あなたが市長になられたとき、大変大きな期待をしておりました。教育委員会のときも部長としておつき合いをさせていただいて、その部長のときの人柄、そういうことも踏まえて市長になっていただけるものだというふうなことで、大変期待をしておりました。でも、何ですか、今。

言いましたように、行政というのは、市長の恣意的な判断がまじってはいけないんですよ。我々議会も自分の恣意的な判断で議案を審査したらいけないんですよ。私は、過去のことになりますけれども、波賀町のときに総務委員会の委員長をして

おりました。そのときに、私は人身事故を起こしました。そのとき、もう次の日には委員長の辞職願を議長に出しましたよ。私は自ら職を辞しました。それぐらい議会は厳しいところなんですよ。それを何ですか。ちゃんとこんな基準があって、しかも重大な事件というふうに書いて、自分もそういう認識をされておって、この規程に基づいて処分しない。そんなんで市長が務まりますか。情けないじゃですか。どうですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 何回も繰り返し申し上げておりますが、決して恣意的にやったということはありません。基準に基づいてその処分を対応させていただきました。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） はい、わかりました。ほな、基準に沿ってと言われるのであれば、この規程以外にどんな基準があるんですか。それを出してくださいよ。どの市の規程に基づいて訓告という生ぬるい処分をされたのか。しかも担当者、そしてその直属の課長、係長、そして部長、どういう処分がされたんですか。少なくともそれぐらい明らかにしなさいよ。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） この処分につきましては、先ほど来申し上げましたように、公平性を担保するために地公法、またそれに基づく基準を設けまして判断をいたしております。その内容については、固有名詞は先ほどよろしいという話もございました。固有名詞は公表できません。ただ、職責等どういうことをしたのかということについては、またお知らせをしないと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） だからね、そこら辺が生ぬるいというんですよ。本会議場で処分をされたんですから、私はこの処分を聞いて生ぬるいという判断をするのであれば、私はこの規程に基づいて再度審査委員会を開いてもらいたい、それができないのであれば、第三者委員会をつくりなさいよ。市長、どうですか。市長、全責任あるでしょう。市長が決めることでしょう、それこそ。副市長の答弁いいです、市長が答えてください。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 審査のやり直し等の話について御説明を申し上げます。現在も言っていますように、基準に基づいて公平に審査をいたしました。ただ、再度確認についてはやぶさかではございませんので、再度確認はしたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。刑法上いっても、一度処分の判断を受けた人は、新たに処分を受けないというふうなことはあります。だから、今回処分を受けた方、再度処分を受けるといのはあまりにも酷かもしれません。でも、あなた方が言われる公平性というのは、生ぬるい公平性ですよ。だから、今回それを認めると、新たに事件を起こした方も訓告で済まざるを得なくなるんですよ。私はそれが果たして再発防止に繋がるのか、そのことを一番心配しているんですよ。何も市長を責めようとか、副市長を責めようとか、教育長を責めようとかということではなしに、市民に迷惑がかかるから、そういうことを二度としてもらいたくないから、その職員のためにもきちっとした規程に基づく、基準に基づく処分をしてもらおう。その基準に基づくというのであれば、今ここでその基準というものを出示してくださいよ。訓告というのがいかに適切かということ、これではないものがあるのであれば。市長どうですか。市長、市長が答弁しなさい。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今申し上げたとおり、我々は公平・公正に全てやらないかん。あるいは公務員としての自覚やいろんなことについて当然のことでありまして、当然コンプライアンスについては当たり前のことではありますが、ただ、ややもするといろんな形でこういう状況が起こります。そのことについては、大変それぞれの立場でさらに今後ないようにということでは、先ほど来申し上げたとおりであります。ただ、この処分の懲戒処分の基準甘いんじゃないかということではありますが、この基準でもって、私は粛々と進める必要があるだろうと、このように考えております。

ただ、今おっしゃったことについては、今後の課題とさせていただきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） ですからね、何回も言いますけども、それではなぜ訓告にされたのか、訓告にするという基準をきちっと何か書いたもの、決めたものがあるわけでしょう、訓告にされたという。それ出示してくださいよ、今。休憩してもらっていいですから。私も一生懸命勉強させてもらって、こんなものがあるんやなということを思って提案しているのに、陰に隠れたそんな例規集の中にないような、そんなものがあるのであれば出示してくださいよ。議長、休憩して出してもらってください。進められません。

議長（秋田裕三君） 暫時休憩。

午前 11 時 33 分休憩

午前 11 時 33 分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） この部分につきまして、うちの担当の部分でございますので、懲戒処分の基準、あくまでもその基準につきましては国等の基準をもつてつくっております。それと、懲戒処分に当たりましては、ほかの他府県、他市町の状況、処分、どういう事例があったか、そういう部分で検討して懲戒処分としての基準をつくっております。

今回の事案につきましては、1件目はパソコンの誤操作ということで、フリーソフトを拾ってきてウイルス反応が出たということで行った操作上のミスでございます。あと1件は、入札の予定価格等の記入間違いというような内容でございます。

この部分につきましては、懲戒処分という故意、あるいは著しい不注意があったとか、そういう故意で行ったような不正行為ではございません。事務上起こり得るミスであった。ミスはあってはならないんですけども、それはやはり人間でございますので、ある程度ミスは犯してしまうという部分がございます。これにつきましては、懲戒処分まで該当しないというのが一般的にほかの団体でもとられているような状況でございました。そういうことで、こういう判断になったということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） それが恣意的な判断じゃないんですか。何かといえば他市町の事例、私たちが他市町でこんないいことしているからやってくださいよといったら、私ところは財政厳しいからやりません。決算では8億円も剰余金を出しておきながら苦しい、苦しい。そして、5年後の財政の安定のために今は大変なんです。5年後にどれだけ人口減らしたらあなた方は気が済むんですか、先ほどの同僚議員の質問じゃないですけど。そんな5年後のことよりも今でしょう。こんな言葉がはりましたけど。市長、あなたは本当に宍粟市をよくしようと思っておられるんですか。宍粟市をよくしようと思えば、何百人という職員をきっちり束ねて、その一人一人に本当に地方公務員法でうたわれているように、全体の奉仕者としてしっかりと働いてもらわなあかんのじゃないんですか。そんな生ぬるいことで、そんなことができますか。

私は何もミスを買めているわけじゃありません。当然、人間は先ほども言いましたように、私も交通事故を起こすような人間です。でも、ミスを犯したときに、どういうふうな対応をするのか、そのことが問われているんですよね。今、部長言われましたけれども、フリーソフトをあける、こんなのはパソコンを使う人にとってはイロハのイ、そんなこと絶対してはいけない。そんなイロハのイもできないような職員がパソコンをさわると、そんなことでいいんですか。私情けなくなりましたよ、今、理由を聞いて。何ぼ今すばらしいセキュリティーやっておったって、アメリカの国防省かって侵入されるわけでしょう。そんなパソコンを使うに当たってイロハのイも知らないような職員がそんな重大なことをする、それこそ指導不足じゃないですか。監督責任がしっかり問われなければならない事件じゃないですか、市長。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今おっしゃったとおり、職員を買めている質問ではないということではありますが、当然、そのことはありがたいと思います。組織としてのありようについて、おまえはどうなんだという御質問ではありますが、私は職員の大多数を含めました全員がそれぞれ公務員としての自覚の中で、それぞれ与えられた仕事を一生懸命やっておると、このように考えております。しかしながら、予期せぬこともありますし、冒頭申し上げたように高度な情報社会の中でリスクはつきものでありますけれども、最小限にということそれぞれ鋭意努力をしておると、このように思います。

私はやっぱり、職員は貴重な財産だと繰り返しになりますが、そういうことであります。したがって、今回こういった処分ではありますが、今後、さらに職員と一丸となって市民の負託に応えられるよう、さらに努力をしていきたいと、このことに尽きると、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 先ほど言いましたように、一度処分を受けた職員が再度処分を受けるということは大変酷なことであります。ですから、少なくとも今回の事件に当たって処分をされた内容、役職名で結構です。きちっと提出をしてください。

それと、もう1点、処分をされていないであろう副市長、市長、教育長、あなた方は少なくとも減給処分にするとか、たった1カ月半でこれだけ4件も重大な事件が発覚する、こんなことはあってはならないことですよ。

うちの秋田議長がよく言われます。ハインリッヒの法則、小さな失敗の事件が重なって、それが集まると大変大きな事件が1件起きる。まさにそのとおりじゃない

ですか。きわめつきは職員が公務執行妨害で逮捕される。波賀町の保護者があれだけ反対した学校給食を無理やり統合させて、そしてたった1学期間の間に3件も異物混入事件が起きる、これ全てあなた方の責任じゃないですか。市長、少なくとも今議会中において、あなた方3人の減給処分の条例を出してきなさいよ。それぐらいの気構えありますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 当然、私も含めまして、職員も含めましてですが、特に私は責任とその執行の役割も含めて当然のことでありまして、ただ、今おっしゃったようなことを含めて、私自身の今後の課題とさせていただきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） だから、そのことがあなた自身が自分に甘いということになるんですよ。なぜ、この9月議会で、今の答弁やったら、何もこの4件の事件、4件の事件というけども、異物混入に関してはこれ1件、1件、25件が全部あってはならない事件なんですよ。ねえ、トータルで28件の事件が明らかになったわけですよ。通常であれば、市長自らこれだけ不祥事が続いたら、どこの市長でも自ら減給とかそういう処分を科しますよ。9月議会で、そうすることによって下の職員も市長に迷惑をかけてはいけないな、副市長に迷惑をかけたらいけないなと、教育長に迷惑をかけたらいけないなと、そういうことになるんじゃないんですか。それをしないであって、担当の者だけ監督責任のある者だけ処分して、それで丸くおさめる。それでは再発防止には繋がらないんですよ。私は9月議会でその市長の減給、少なくとも市長の減給の条例案が出てこなければ、私はあなたに裏切られたと思いますが、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 何回も繰り返してありますが、今回のことについては、責任の重大性は重々痛感しております。したがいまして、先ほどおっしゃったことも含めて、私の課題とさせていただきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。課題とされるのは結構です。先ほども同僚議員言われたじゃないですか。あなたはスピード感を持った市政を行っていく。自らのことを決めるのに、自分の課題とさせていただきます。そんな答弁しかできないんですか。そんなことで下の人間がついてきますか。市長いかがですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、ただいまおっしゃったことも踏まえながら、私自身が私自身への課題とさせていただきます。ただ、職員がどういう立ち位置において、これからのことも踏まえて、今おっしゃったことも含めて自分自身の課題として捉えさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） なぜほんなら9月議会に自らを処す、そういう処分の内容を提案しますと言えないですか。自ら決めたらええことじゃないですか。誰にも相談かけるじゃなしに。それすらできない市長ってあまりにも情けくないですか。先ほども言いましたけども、私は本当に部長のときは、学校の統廃合や幼保一元化に取り組むまでは本当に信頼しておりました、人間的にも。それを上からの命令だから仕方ないと思いますが、福元市長になればそういう方向転換もしてもらえるのかなと、そんな淡い期待も持っておりました。しかし、それすらなかった。一向に市民の願いに応えようとしない。そして、まず自らも処分しようとする。そんなことでは市民の皆さんはあなたに対して裏切られたと思いますよ。1万1,000人を超える方があなたを支持したわけです。でも、得票率全体で言えば45%ですよ。市民の過半数の信頼を得ているわけじゃないんですよ。ですから、もっと謙虚にならなければいけないと思います。市長、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） そのとおりでありまして、結果はそのとおりでありました。したがって、私もそのときにもコメントを出しておりますが、結果的にそれを見て私自身に信頼をいただいた方以外の方に、何とか信頼を得るようにさらなる努力をしていきたい、こうそのとき申し上げたとおりであります。今もそのことについては変わりはありません。一体、私は誰のために、何のためにどのような仕事をするか、常に問答しながら進めていきたいと、このように思っております。

ただ、繰り返しになりますが、先ほどあったスピード感の問題、さらに今回の問題も含めまして、さらに私自身の初心を忘れることなく、鋭意努力していきたいとこのように思っております。

ただ、今回のことについての処遇については、ここでどうこうやなしに私自身の課題として、また改めて御報告なりする場合があるかもわかりません。そのように今後の課題とさせていただきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 時間ありませんけど、何で自分自身のことやのに、市長それしかできないんですよ。自分に処分を科そうと思えば、給料5%減額しますとか、10%減額しますとか、それによって職員に対しても自分に対しても責任を問う、そういう手段しかないわけでしょう。自分自身に訓告されるんですか。そんな甘い市長でいいんですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） たびたび申し上げておりますが、今回のことについても処分する者としても非常に辛い立場で処分しました。これは私もかつてより経験をしておりまして、いろんな形で職員に対する処分、あるいは上司に対する処分、そのありようについても私自身もこれまでも感じておりました。しかしながら、そういう観点で、今回、先ほど来出ておりましたような形で処分の通知をしたわけでありましたが、先ほど来議員がおっしゃったことも踏まえながら、このことがいいのかどうか、私自身も再度考えていきたいと、このように思っています。

ただ、私自身で判断するのは当たり前前で、そのことは十分承知しております。今回については、私はこれが妥当であろうとこういうことで、今回提案させていただいたと、こういうことであります。

ただ、今御指摘があったことも十分踏まえながら、そのことも検討、自分自身で考えていきたいと、このように考えております。何もこれが唯一絶対正しいとは思っておりません。ただいまおっしゃったことも踏まえながら、私自身考えていきたいと、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 何回も言いますけどね、市長自らが責任をとられるということは、職員にとっては大変なことなんですよ。自分のために市長がそこまで責任をとらざるを得なくなってしまった。それによって初めてやっぱり職員の方は、それだけ重大なことをしてしまったのか、公務員というのはそういうふうな小さなミスかもしれない、あなた方にとっては。でも、そうじゃないですよ。基本的にはどんな小さなミスも許されていない。そのために公務員というのはきちっと身分保障がされているんですよ。そのことを踏まえた上で職務に取り組んでもらうためにも、市長自らが自分にもこの9月議会でしっかりと処分を科せる、このことを抜きにして物事は前には進まないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、今おっしゃったことも踏まえて、今

後、自分自身で検討、考えていきたいとこのように思っています。繰り返しになりますが、ただいま申し上げた処分が決して正しいかどうかは、また皆さんいろいろ判断していただきたいわけではありますが、私自身、今考える最大の中で、今回の処分の決定に至ったとこういうことであります。

今後においても、職員一丸となって市政の発展なり、市民の信頼回復に向けて、さらに努力をしていきたいと、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 言うことは簡単なんですね。頑張っていきます。再度繰り返しません。でも、人間である以上ミスは起こるんですよ。その時々、1件1件のミスに対して、上司がどう責任をとるか、そして、最高責任者である市長がどういう責任を負うか、このことによって組織は違って来るわけですよ。あの東芝の事件かってそうでしょう。目先の利益だけを追及して不正な経理をさせる。そのこととは直接は関係はありませんけれども、でも、トップがしっかりしないと、あんな大きな事件に発展するわけですよ。だから、小さい事件のうちに市長自らしっかりと見本を示す、このこと以外に方法はありますか。きちっと指導していきます。言うのは簡単ですよ。一度この4件の事件に対してきちっとけりをつけなくちゃいけないでしょう。まあ言いますと、その公務執行妨害事件で逮捕されている方の結果が出るまで待ってもいいでしょう。その間十分考えてください。それまでお待ちしましょう。

私は、もう時間ありませんけれども、学校給食問題に移ります。

私は、今回、質問通告で2週間も前にこの10年間の異物混入事件が何件起こったか、どんなものが入っておったか、そのことを通告しておったわけですね。それを何ですか、今の答弁は。今後調査して提出します。何のための通告ですか。議会軽視も甚だしいんじゃないですか。違いますか。教育長、今資料を出してくださいよ。そのための質問通告でしょう。教育長どうですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほど市長が申しましたように、出せるということで、この後提出させていただくということで準備もしております。ただ、この保存期間が3年ということに限り決まっておりますので、過去3年分しかないんで、その点については御了解いただきたいと思えます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） その3年分が今手元に資料があるんであれば、今配ってく

ださいよ。私はそのためにその10年間の資料を見て、学校給食が統廃合されるということはどういうことなんだ、そのことを検証したいんですよ。ですから、千種給食センターでいえば、職員一人当たりのつくる食数30食ですよ。一宮波賀学校給食センターにしたら55食、そして、山崎学校給食センターにすれば92食、これだけの差があるんですよ。ですから、どこまで目が届く、届かない、はっきりしているじゃないですか。大きくしたら、それほど目が届きにくくなる。これは学校教育も一緒でしょ。今出してください。今配付してください、全員に。何のための質問通告やわからへんじゃないですか。議会軽視も甚だしいじゃないですか。何のための通告、今質問したわけじゃありませんよ。2週間前に出しているんですよ。出してくださいよ。

議長（秋田裕三君） 当局、回答を。

藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 資料としては整えておりますが、ここには準備しておりませんので、また議長と相談して提出させていただきたいと思えます。

議長（秋田裕三君） 持ち時間が終了いたしましたので、日本共産党宍粟市会議員団、岡前治生議員の代表質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後の会議は、1時0分再開いたします。午後1時0分まで休憩に入ります。

休憩。

午前 11時53分休憩

午後 1時00分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、創政会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

4番、林 克治議員。

4番（林 克治君） 4番、林でございます。議長の許可を得ましたので、創政会を代表して質問を行いたいと思えます。

私のほうからは、スポーツ立市ということについて質問なり、また提言をさせていただくことがあるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

市長が、就任以来言っておられるスポーツ立市について、私自身も非常に大事な部分だと思っております。

この間、地域創生の中で、宍粟市の人口減少、また高齢化など、将来に向けて克服していかなければならない課題に対して、宍粟に暮らす一人一人が生き生きと笑顔で過ごす地域になればいいなと思っておりますが、その方策の一つとして、スポーツ立市、これは期待できるところが大きいと思います。

そこで、市長のスポーツ立市に対する思いなどについて質問いたします。

市長は、就任以来、スポーツ立市を政策の一つの柱として掲げられていますが、市長にとってのスポーツ立市とは、どのような姿を目指すものと考えておられるのか、所見を伺いたいと思います。

次に、スポーツは単に勝ち負け、自分自身の健康づくりということだけではなく、人と人の垣根をなくして、心が通う地域社会の創造に繋がっていくものと思いますが、いかがでしょうか。

また、残念ながら、今の宍粟市を見ていると、日常的にスポーツに取り組む市民の割合、これは決して高くないと思います。市としてその観点での推進が必要でないのかと思いますので、その点についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 林 克治議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 創政会代表の林議員の御質問にお答えをさせていただきます。

スポーツ立市についてということで、所見なりを含めまして3点についての御質問をいただいております。御答弁をさせていただきたいと、このように思います。

1点目のスポーツ立市に対する私の考えはということと、2点目に御指摘いただいております考え方等にも通じますので、あわせもって所見を述べて答弁とさせていただきたいと、このように思います。

私は、就任以来、スポーツの持つさまざまな力が我がまちの地域づくりに生かせるという観点で推進してきたところであります。

スポーツは、記録や勝利を目指す競技スポーツと、私たちが日常の生活において親しむレクリエーションスポーツや生涯スポーツに大きく分けることができますが、特に、健康づくりや仲間づくりなど目標に向かって自らやってみようとする日常的なスポーツ活動が、宍粟市の抱える少子化、あるいは高齢化、過疎化の中で自分自身の健康づくりはもとより、少なからずも地域コミュニティーの再生の起爆剤になるものと考えておるところであります。

スポーツを通じ、自分自身を律し、周りの人たちと思い合い、そして、笑顔で互

いの心が通じ合い、地域での繋がり、人と人の繋がりがより強固なものとなっていて、そんな光景に繋がっていくのだと思っておるところであります。

さらに、適度な運動は、心身のリフレッシュ、健康寿命に効果があるとされており、特に、高齢者の皆さんにとって、まさしく生き生きとした生きがいのある日常を送っていただける力になるものと考えております。

3点目のスポーツに取り組む市民の割合を高めることについてであります。

スポーツに親しむ環境整備であったり、風土づくりが大事だと私は常々考えております。このことにつきましては、スポーツ推進委員さんや体育協会の皆さん、またスポーツクラブ21など市民スポーツの牽引役として現在活躍いただいている皆さんに、今後においてもお力をお貸しいただくことはもちろんであります。市としても、ハード・ソフト両面にわたって環境を整えていかなければならないと考えております。

これまで高齢者、青少年、障害者のスポーツ施設使用料の無料化、シルバーパワーアップ事業として百歳体操の推進などを進めてきました。特に、いきいき百歳体操の参加者からは、「一緒に参加する仲間ができた」「生活の楽しみが増した」など、日常の生活面に関する声であったり、「動きやすくなった」「関節などの痛みが減った」などの身体的な効果も感じていただいております。

さらに、「道で会ってお互いに声をかけ合うようになった」とか「これまでなかなか知らない人と出会い、その教室に行くことが楽しみになり、生きがいに繋がった」などなど、そういった出会いの場を通しての生きがいを感じていらっしゃる方も大変多くあると、こういうことも聞いております。まさに日常的にスポーツ、運動に取り組むことが、冒頭申し上げたような結果に徐々にあらわれておると、このように感じております。

今後におきましても、本年度の予算で種々議論をいただきました千種B & G海洋センタープールをはじめウオーキングロードの整備、これらの整備にあわせウオーキングリーダー養成をはじめとしたスポーツに親しむメニューなど、市としての仕掛けを充実させていくことが、先ほども申し上げました我がまちの地域づくりに大きく貢献するものと考えておるところであります。

また、本年度より市役所内で取り組んでおりますラジオ体操につきましても、地域ではこの夏休みの子どもたちの活動にあわせ、住民の皆さんにも参加を呼びかけていただき、多くの自治会におきまして子どもと一緒に朝のラジオ体操などもしていただいた地域も広がっておるところであります。

これらの取り組みをより多くの自治会でありますとか、あるいは事業所等々へより広げていく仕掛けを進めていきたいと、そのことが重要であるこのように考えております。

いずれにしましても、気軽に取り組める軽スポーツが地域の文化となるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

こういった取り組みの中で、市民の機運がさらに高まり、総合的に判断する中で、スポーツ立市宣言を行う中で、さらにこのまちづくりの一つとして進めていきたいと、このことが大事だろうと、このように考えております。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 4番、林 克治議員。

4番（林 克治君） ただいま市長のほうからスポーツ立市に対する思いを述べていただいたわけなんですけれども、私が考えておったスポーツというのは、主に競技スポーツというんですか、そちらでちょっと地域振興を図っていかれる考えがあるのかなと思っておったんですけれども、そうでなしに、またレクリエーションスポーツとか軽スポーツ、市民みんながそれに取り組んでいただいて、健康づくりをしていただいたり、地域コミュニティをつくっていただくということで、それが行政を進める上には大変大切なことだろうと思うんです。それで、そういうことはいろいろな仕掛けを今からつくってやっていくということでございますので、それは大いに進めていただけたらいいと思うんですが、最初に言いましたように、その競技スポーツのほうで宍粟市の地域振興とか、また活力を与えるとか、そういう取り組みもしていただけたらなということを思っております。

それで、私が山崎高校に入ったのはちょうど50年前なんですけれども、そのときに、入学式のときに竹刀を買わされました。何で竹刀がいるのかなと思ったら、体育のほうの正科で授業がございました。何でそういうことを、剣道を高校でやるのかなと思ったら、先輩が全国大会で優勝したとかと聞きました。それで、そういう剣道に力を入れておられるんだなと思ったわけです。その後も宍粟市の中でも、昔は宍粟郡でしたけれども、全国大会で優勝する学校とか、また、オリンピック候補になれるような選手が出たり、またプロ野球の選手になられたり、大相撲で関取になられたりした、かつてそういうアスリートが宍粟郡からも出ていました。そのときは、それなりにみんなも地元のそういうアスリートの応援をされて、それなりに活気があつたらろうと思うんです。それが、最近ですか、全国規模の大会に出られる選手もおられますけれども、そういう優勝するとか、上位の成績を上げられる

方が今ないと思うんです。

それで、夏にいろいろスポーツの大会がありまして、テレビ放映されています。今もずっと世界選手権とかワールドカップとかやられとるんですけれども、その中に一人でも宍粟市の出身の選手がおられたら、もっと宍粟市全体が盛り上がって応援されるだろうし、子どもたちはそれを目標に頑張らんとあかんなということになるだろうと思うんです。そういう意味から、何とかそういう競技スポーツのほうにも主として力を入れてほしいなと思います。それで、今、現状では、そういう競技スポーツ、学校のクラブ活動とか、体育協会、それからスポーツクラブはありますけれども、それらにお任せというんですか、そこからやってもらって、市がほんなら有望選手を育成しようとかというそういう試みとか、それはないように思うんです。

それで、ちょっと一例を言いますけども、岡山県の美作市、これ今サッカータウン美作ということで、サッカーに力を入れておられます。それで、7月に湯郷 Belle の試合を見に行っただけですけども、あそこに立派なもともとはラグビー場だったらしいんですけども、サッカー場がございまして、メインスタジアムに5,000人収容できるサッカー場がございまして。そこで、なでしこリーグの試合でINAC神戸と湯郷 Belle の試合があったんですけども、あと5,000人に6人ほど足らなだんですかね、発表されたのは。まあ、満員。人があちこちから来られていました。そういうことで、その中にはボランティアとか湯郷 Belle の下に小学生、中学生、高校それから二十歳以上のそういう下部組織があります。そこらも一生懸命になっているいろいろな活動をされてきました。それで、まち中が盛り上がってありました。そういうことで、そのきっかけはサッカーがある程度盛んだったから、そういう女子サッカーリーグが設立されるのにあわせてサッカーをやっているということだったらしいんですけども、昨年、湯郷 Belle がなでしこリーグで優勝をしました。そこまでになるのに17年かかっています。そら今からやったらすぐ成果が出るというものではないと思うんですけども、そういう試みも地域おこしのために必要かなと思いますし、そういうスポーツが盛んなところだったら、全国から若い人が集まってきてサッカーをやろうということにもなり、人口減対策にも一助になるかと思うんです。そういうことで、何とかそういうアスリートを養成するような方策を考えられないかと思うんですけども、市長どうですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほどお答えさせていただいたように、スポーツ立市という

考え方については述べたとおりでありまして、市民の皆さんが健康で生きがいをと、そのための仕掛けをどんどんやっていくことが新しいまちに向かつてのまちづくりの一つの大きな要素だと、このように申し上げました。

一方で、競技スポーツ、いわゆるアスリートの育成ということにつきましても、非常に重要な部分と、このように捉えております。特に、先ほどおっしゃったように、山崎高等学校では剣道で全国大会云々の話もありまして、現在も山崎高等学校の剣道部も近畿大会でベスト8に入ったり、いろんな形で頑張っていると思います、男女ともに。また、バレーのほうも頑張っていると思いますし、かつては県立伊和高等学校では駅伝で全国大会に行ったと、こういう経緯もあります。

近年では、御承知のとおり、県立伊和高等学校もカヌーでインターハイに幾度となく出ておりまして、全国的なレベルで頑張っていると思います。今年は、ちょっと残念な結果だったわけではありますが、また、サッカーについても美作市はそういう状況で十分承知しておるんですが、市内でもサッカー少年団が幾らかありまして、ヴィッセル神戸から支援をしていただいて、指導者も来ていただいて、そういったプロの技を教えていただくという場もつくっていただいております。

徐々にであります、宍粟市の体育協会も今13団体ありまして、それぞれの団体がそれぞれの目的に沿って競技力の向上にやっていただいて、それぞれ県の連盟、あるいは日本体育協会と連携しながら、指導者養成をやっていらっしやいます。そういった点については、市もいろんな意味で支援をしておるところであります。

しかしながら、いずれにしても私は指導者と場所というのが、非常に大きな、アスリート養成には意味があるんじゃないかなと、こう思っております。その中で、宍粟市の立地等々から考えますと、私は千種のスキー場、さらにまた戸倉のスキー場、さらにまた千種のゴルフ場、それから先ほど申し上げたカヌー、ああいったことについては非常に場としてはほかにも誇れるところがあるだろうと、このように思っています。千種についても、昨年、県立千種高等学校の生徒がインターハイに出て活躍したという経緯もあります。

そういった場をうまく活用しながら、今後、指導者も含めまして支援できることは支援をしていきたいと、そのことが先ほどおっしゃった若者の定着に繋がっていくとこういうことでもありますし、そのとおりだと思いますので、できることは支援をしていく方向で今後検討していきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 4番、林 克治議員。

4番(林 克治君) 後からちょっとカヌーとかスキーとか言おうと思っておったんですけども、市長のほうがそういうことを活用して何とかしたいなということをおかれておりますので、そのことにちょっと触れたいと思うんですけども、ことスキーに関して言えば、戸倉と千種のスキー場、宍粟市2カ所もあるわけなんです。それで、そのリフトとか施設は市の施設なんで、管理は委託していますけども、そういうオリンピック間近で、国でも育成選手とか強化選手とかオリンピックのためにやっています。それから、有能なスポーツの養成とかされていますけども、宍粟市もその選手の基準というのがあると思うんですけども、スキーだったらそれほど金かけなくても有能な子どもたちがおれば、リフト代ただにして何ぼでも滑って頑張っ上手になってくれやということが出来るだろうと思うんです。それで、戸倉と千種のリフトをただにするとか、子どもだけでよう来んの親がまた来るんで、そっちのほうから収入を上げるというようなことで、子どもはただにして、思う存分滑っていただいて、全国大会に出て上位の成績をおさめるような選手を養成してはと思います。

それで、その養成にてこ入れするのも基準があるだろうと思うんです。それは、いろいろバジテストとか、いろんなことであると思うんで、そこらも考えていただいたらなと思いますし、ゴルフ場の話も出ましたけれども、千種のゴルフ場、宍粟市が土地を貸与しています。そういう関係もあって、市長が運営の理事会ですか、そこに参加されておると思うんです。ですから、宍粟市の中でそういうゴルフの上手な有望選手というんですか、将来性のある子どもがおれば、ゴルフ場とそういう話し合いをされて、無料でプレーをさせてもらうとかという方法も考えられると思うんです。

そやから、平日、千種には今言われましたようにゴルフ部があって、平日はそういう無料でゴルフさせてもらっています。それで、ようやく県大会のほうにも出るようになりました。即そういうアスリートができるというわけではないんですけども、そういうことも考えられますし、ことカヌーに関しては、去年までずっと伊和高校のカヌー部が全国大会に出ていましたけども、今年はお出ませんでした。もうこれは、せっかくあれだけカヌー競技場を整備しておるんですから、それをもっとも活用していただいて、カヌー人口も増やしていただきたいと思ひますし、伊和高校のカヌー部があると思うんですけども、そこにもうちょっと頑張っほしいなと思ひます。

それで、市長も言われましたけども、施設が何ぼあっても指導者がそれこそおら

なんたら、なかなかそういうアスリートは育たんということがございますので、指導者がおらんのだったら指導者を探してくるとか、そういうことで行政もある程度力を入れて行ってほしいなと思います。早急にそういうことができるわけではないと思うんですけれども、長い目で見ていただいて、援助して、市がもっと本腰でアスリートを養成するんだということやっていただけたら、5年か10年後にそういう全国規模で活躍するアスリートができれば、今からの子どもの夢と希望を与えることにもなりますし、それを応援する宍粟市民の方々に、また活気が出て、活力を与えるということにもなりますので、そういうことも今言った3点についてはあまりお金をかけなくてもすぐできるだろうと思うので、そこらから始めていかれてはどうかと思いますが、どうでしょう。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 特に、アスリートの活躍というのは、子どもたちも含めて私たちに大いなる夢や希望やあるいは感動を与えてくれます。同時に、普通のスポーツについてもそういったことは当然あるわけでありますが、特にそういうアスリートの活躍というのは、先ほど申し上げたように、そういった感動を与えてくれるものこのように思っております。

とりわけ、ゴルフ場においても私も理事をしておりますして、理事会でもいろいろお話しする中で、千種高校についてはああいう形で無料で平日は使っていて、土日なんかもできたらそこに参画していただいて、キャディーをボランティアでやることによって、その施設使用料をというような話も今しております。そういったことが身近なところでできるので、今後そういうこともその理事会の中でどんどん言う中で、子どもたちが気軽にゴルフに親しんでいけるような場をつくる必要があるだろうと思っております。

また、スキーについても数年前からスキー場等々の理解で、小中学生の学校利用については無料で、それぞれリフトもいろいろしていただいております。昨年も実は私もスキー連盟のほうで、スキーの大会を波賀のほうでしていただきまして、徐々にスキーの大会を広げていこうという動きを連盟のほうも今されておまして、その連盟の大会については、両スキー場とも無料で貸し出しをしていただくようになっております。

そういったことを通じながら、できるだけスキーやゴルフをしやすい環境を整えていくことも大事でありますので、そういった点でさらに事業者や施設管理者とも話をしていきたいなと。仮に、何か支援があったとすれば、今後いろいろそのこと

も検討していきたいと思います。

あわせもって指導者のことではありますが、特に指導者の招致あるいは招聘というのは、非常に大事な部分があるんですけども、そういったことは必要とは思っておりますが、どうやってできるのか、また、そのことが可能なのかを含めて今後検討をしてきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 4番、林 克治議員。

4番（林 克治君） そういうお気持ちがあるということなんで、何とか未来に向かってそういうことを考えてほしいなと思います。

それと、これはちょっとお金が要る話なんですけども、8月でしたか、世界陸上がございました。そこでいろいろな陸上競技をされたんですけども、宍粟市内に野球場が三つあるんですけども、野球場はほぼ野球だけしかできんと。プールもありますけれども、水泳だけということですし、いろんな競技場があるんですけども、なかなかその限られたスポーツ種目しかできんということになっていきますけれども、陸上競技場、世界陸上をしていましたけども、陸上競技、競技種目がいろいろとございます。フィールドからトラックから投てき、サッカーやラグビーもできますし、いろんなイベントにも使えますので、この陸上競技場が宍粟市にはないんで、何とか陸上競技場をつくってほしいなと思うんです。

中体連の大会とか高校総体とか見ましたら、太子とか、たつこの子どもたち、なかなか上位の成績をおさめています。やっぱり太子にそういう陸上競技場があるんで、そこで練習をしておるからだろうと思うんです。宍粟市でもランニングクラブとかがあって、グラウンドを走り回っていますけども、そういう競技場だったら目標物があって、いろいろ練習の仕方も効率的にできるだろうと思うんです。それと、またスパイクを履いて走るということは、グラウンドではなかなかできんので、そういう経験がないと、いきなり競技場で大会に出ても成績は上がらんだろうと思うんです。

兵庫県のほうでは、特にその陸上競技に力を入れています。毎年、リレーカーニバルを神戸で開いて、そこには全国の一流選手が参加しています。そこがスポーツの登竜門みたいなものになっていますけれども、小学校、中学校はリレーが主なんで、リレーいっぱい他地域の学校がほとんど参加していますけれども、宍粟市はリレーカーニバルのリレーに出ていないと思うんです。小学校、中学校、高校とあるんですけども。やっぱり陸上競技場でもあれば、そういう400メートルのリレーだったら直線路でバトンパスするわけなし、曲路でもバトンパスせんならんで、

そこらの練習をしとかなんだらタイムは上がらんだろうと思います。そういうことで、条件的に遅れているから参加がないのかなというような、これは私のうがった考えなんですけども、そうでないかなと思います。そやさかいに、陸上競技場をつくっていただければ、いろいろな種目があるんです。砲丸投げが得意だという選手も出てきたり、高跳びとか走り幅跳びとか、ふだん学校であまり授業ではされない種目もあるだろうと思うんです。そやさかいに、できればこの総合計画を立てられる10年間の間ぐらいに、何とかそれを建設していただければなと思っております。陸上競技場があれば、かなりスポーツの幅も広がると思うんで、これは前に創政会のほうの質問があったと思うんですけども、そのときはそういう考えはないというお答えでしたけれども、どうですか、その後また変わられておりませんか、市長。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 陸上競技場は前にもそういったことで、確かスポーツセンター周辺の整備もあわせてという、そういう計画があったんじゃないか、どうなっとなかという御質問だったかと思えますし、そのとき御答弁申し上げたとおりであります。なかなか陸上競技場を本格的につくるというのは非常に現実的には非常に厳しい状況ではないかなとこのように思っています。

ただ、現実には、小学生の大会、あるいは中学生これ中体連も含めて、今、太子町が陸上競技場の専門的なことで整備をしかけております。あそこを充足していこうということで。それから、姫路もこのたびリニューアルでオープンされました、野球場とあわせまして。それぞれの地域の中で、それぞれの役割があるわけですが、この陸上競技場というのは広大な敷地であったり、いろんな機能も持たさなやかんとこのように思っていますが、大変申しわけないんですけど、現在のところなかなか厳しいではないかなと、このように思っています。

ただ、かつて宍粟市も兵庫県自体が駅伝王国と言われる中で、この宍粟市も駅伝王国ということで、非常に盛んなときがありましたが、それもいろんな条件はあると思うわけですが、中学校等々のこの部活動からも非常に影響をしておるのではないかなと思っております。今日、中学生も非常に部活動の数そのものも生徒数によって限られておる状況の中で、例えば、陸上部、何々部ということが全てに部としての機能を持たずという状況が非常に厳しい状況の中で、そういった中で今日、ああいうリレーカーニバルなんかでの結果に出ておるんじゃないかなとこう思っています。

したがいまして、これからはある意味の社会体育という大きな概念の中で、その

アスリート、体育協会と連携をしながらということなのですが、一度陸上競技場をつくるという話ではなしに、その陸上の選手強化ということについても宍粟市の陸協がありますので、そういったところとも議論しながら進めるべく協議を進めていきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 4番、林 克治議員。

4番（林 克治君） その施設整備のことなんですけれども、また、美作のことをちょっと例に出しますけれども、旧美作町、今合併して3万人ほどの市になっておりますけれども、美作町は1万数千人の町だったと思うんです。それで、サッカーで何とかやっていこうという、そういう地域おこしをしようというようなことを考えたんですけれども、その財源がないということで、県のほうに働きかけをして、今あるラグビー・サッカー場が県が建設してくれたそうです。それでその後、芝のグラウンドなんで管理が年間1,500万円ほど要るらしいんですけれども、管理は県から委託を受けて市がするわけなんですけれども、半分ほどは地元が負担せんとあかんということで、かなりお金が要ったんですけれども、旧美作町の町民、また民間企業の方が市が負担する半分ぐらいはみんなで寄附して、そこを管理していこうという機運が持ち上がりまして、いまだに半分ほどは市民の寄附と民間企業の寄附で管理をされておるそうなんです。

そやかい、その熱意だと思うんですね。これどうにも欲しいんやと、みんなが。市民挙げてやっていこうという、そういう熱意があれば県のほうも動かすことができるだろうと思うんです。今、単に市は財源がないんで無理ですということではなしに、やっぱり県のほうに働きかけて県営の陸上競技場をつくってもらおうとかという方法もあるだろうと思うんで、そこらも研究していただけたらなと思います。

美作の市長とも市長心安そうなんで、どういうことで県がつくってくれたんやとということを聞かれてもええと思うんですけれども。市単独でつくろうとすると無理だと思うんで、そういう方法もあると思いますので、何とか考えてください。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） また、美作市の経緯、経過については、また市長さん等々から十分お伺いして、県営ということはよく承知しておりますんで、その経緯をお聞きしたいと思いますが、財源云々のことも非常に大事な部分であります、陸上競技場等々については、現状の宍粟市の中では非常に私は今厳しいだろうと、このように考えております。競技場を設置することが。

ただ、これからの連携中枢やあるいは定住圏やいろんなところの中で、これから

のまちでそれぞれの何もかもできるといふのではなかなか厳しい状況がありますので、役割を十分持ちながらという方向もあるのではないかなと私は思っています。

しかしながら、一度そういったことも県営の競技場は明石にもありますし、それから但馬に一つあったと思いますが、そんなことが可能なのかどうかは県には働きかけますが、現状では非常に厳しいと、このように認識しております。

議長（秋田裕三君） 4番、林 克治議員。

4番（林 克治君） スポーツは、やっぱりそういう住民の心を一つにして応援したりやっていったりする力があるだろうと思うんです。そやさかいに、そういうアスリート、オリンピックに出れるようなアスリートでも出れば、もっと宍粟市も活性化するだろうと思うんで、10年、15年のスタンスで育成していくんじゃないかというように気持ちを持って考えてほしいなということをお願いして終わります。

議長（秋田裕三君） これで、創政会、林 克治議員の代表質問を終わります。

続いて、公明市民の会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 9番、榎橋でございます。議長の許可をいただきましたので、公明市民の会を代表いたしまして質問をさせていただきます。

1番目でございますが、森林セラピーの進捗状況はということです。

県下で初の取り組みでもあります森林セラピー、明年の開設に向けて着々と進めていただいていると思いますが、何をどのように売り込もうとなさっているのか、伺いたいと思います。

交流人口の増加にもなります。宍粟市をアピールする絶好のチャンスでございます。人が生きる地域創生、まちが元気になる取り組みをお願いしたいと思います。

2点目でございますが、のばそう健康寿命でございます。

自立して日常生活ができる健康寿命を延ばすことが大切かと考えます。長寿国になりましたが、平均寿命に対し10年前後の開きがございます。適度の運動を促すことは増え続ける医療・介護費を抑える上でも重要でございます。

そこで、健康づくりの一助となる高齢者向け遊具を公園に設置していただくことを御検討いただきたいと思います。

3点目でございます。市役所の一角を市民の広場に。福祉施設の皆さんが平成25年から市役所の1階ロビーで2カ月に一度、パンとかドーナツを販売されています。南あわじ市に視察に行きましたところ、1階に市民の広場というスペースがござい

ました。福祉施設でつくられたパンなど、これ毎日販売されて飲食ができるという広場が設けてございました。これからバスも市役所を經由いたします。このような市民に開かれた場所も必要ではないかと思えます。御検討いただきたいと思えます。

1 回目の質問、これで終わります。

議長（秋田裕三君） 榎橋美恵子議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 公明市民の会代表の榎橋議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

3 点いただいております。1 点目の森林セラピーの関係であります。この春、県内初の受けた市内 2 カ所の森林セラピーエリア、県立国見の森公園と赤西・音水溪谷は、来春のグランドオープンに向け、現在ハード、ソフト両面から準備を進めておるところであります。

二つのセラピーロードの特徴としましては、一方は、都市部からのアクセスに恵まれた身近で手軽な森であり、一方は、かつて宍粟の基幹産業であった林業の往時の賑わいを彷彿させる深遠の森であります。

特に、赤西・音水溪谷エリアは、氷ノ山後山那岐山国定公園及び音水ちくさ県立自然公園内に位置し、樹齢 240 年生の宍粟スギやヒノキ等の天然林等の群落として国の指定を受ける音水林木遺伝資源保存林や県の指定を受ける巨樹・巨木が多く存在した悠久の森であります。

市内には温浴施設・カヌー競技場・氷ノ山・スキー場などの地域資源も豊富で、森林セラピープラスアルファとして体験学習機能を付加したプログラムを検討しておるところであります。

この 9 月 7 日に新たに地域おこし協力隊 2 名、男性、女性それぞれ 1 名でありまして、若い男女であります。2 名が森林セラピー事業に参画していただくことになりました。この方々にセラピーガイドの養成、さらに地域食材に着目した健康志向のセラピー弁当講習会の開催であったり、県や関西圏の旅行会社、企業等と連携したセラピーモニターツアーなども計画し、開始をしないと、このように考えております。

森林、いわゆる森を基軸としたヘルスツーリズムを展開し、ストレスフリーの森として都会からの人の流れを呼び込む事業として展開をしていきたいと考えております。

次、2 点目ののばそう健康寿命の関係であります。宍粟市では、高齢者の方々

が健康で自分らしい生活ができるよう、またできるだけ介護の状態とならないよう、いきいき百歳体操や地域でウォーキングを広めるウォーキングリーダー養成事業など、健康づくりの推進に取り組んでおるところであります。

高齢者向け遊具の公園への設置につきましては、市が所有する公園への設置と自治会集会施設敷地などの一部に遊具等を設置された公園として使用されている場合、この二通りがあるかと思えます。

まず、市の公園では、健康遊具として城の子公園、神河緑地公園に背伸ばしベンチなどの遊具を設置し、本多公園においては健康歩道を設置しておるところであります。既に設置をしている遊具につきましては、高齢者の方々に現在利用していただいておりますが、さらに積極的にPRをして利用をしていただきたいと、このように考えております。

今後におきましては、他の公園につきましても高齢者のニーズを踏まえながら、健康に繋がる遊具の設置を検討していきたいと、このように考えておるところであります。

2点目の自治会集会施設等の敷地などにおける公園であります。自治会が高齢者向けの遊具を設置される場合は、市が交付する宍粟市子ども及び老人の遊び場設置促進補助金の活用を御検討していただき、可能であれば、そのほうで設置していただいたらありがたいと、このように考えております。

高齢者の皆様の健康で自分らしい生活に繋がるよう、さまざまな取り組みや、あるいは各施設の管理者にもそういったことを呼びかけていきたいと、このように考えております。

3点目の市役所の一角を市民の広場にと、こういうことではありますが、市役所の1階ロビーは、建設当初から開かれた庁舎を目指して建設されたものであります。1階、2階を吹き抜けとした明るく開放的な空間とし、市からの情報提供の場としてだけでなく、市民の皆様であれば、個人・団体の創作活動の展示や発表の場として御利用いただいておりますし、今後においても1階の中でたくさんの方々が使っていただけるよう、さらに啓発をしていきたいと思えます。

また、確定申告であったり、期日前投票など市の業務でも使用しておりますが、絵画や写真・書道・彫刻など美術作品等の展示発表、地域や学校などで行われるクラブなどの学習発表をする展示発表などでも現在御利用をいただいております。

営利目的では利用できないこととしておりますが、障がいのある方の就労支援と

して2か月に1回、パンやドーナツ、木工品等々の販売をされておるところであります。

現在のところ、常設の販売や飲食の場としての利用は難しいと考えておりますが、今後、公共施設の整備を図る上において、また、空き店舗など、民間施設の活用も含め、市民の皆様の利便性や交流の場としての利用なども勘案の上、ただいま御提案のことも含めて検討させていただきたいと、このように思います。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） じゃあ、再質問をさせていただきます。

今の森林セラピーのことでいろいろ御説明をいただきましたけれども、事業スケジュールというのを先日いただきました。平成27年には全てが終わって、平成28年に本稼働ということになってはおりますけれども、もう平成27年も4カ月を切りました。さて、このスケジュール、しっかりとこのままいっているぞという、そういうお考えでありますか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 事業スケジュールについて、お答えさせていただきたいと思っております。

事業スケジュールにおきましては、平成27年度に大概のことが終わって、グランドオープンを迎えるという形になっております。ただ、その中で本年度、先進地等を視察、また、セラピニストの方といろんな協議をする中で、たくさんを求めてもなかなか人が来て、どれというのもわからないということもございまして。それで、今のところ、それぞれの施設について、一つずつのルートをつくって、そこにいろんな施設整備をやっていきたいという形で、若干変更を加えた形となりますけれども、そのスケジュールに沿って大体進んでいるような次第でございまして。

議長（秋田裕三君） 9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） ありがとうございます。大体スケジュールどおりに進んでいるとお話がありました。市長のお話の中に、地域おこし隊がこのセラピーにも参加してくださるということで、ガイドとか、そういう面でしっかりと応援をくださるのだと思います。

宍粟は本当に総面積90%が森林でございまして。山ばかりだなあっていつも思うんですけども、この山を本当に生かしていくことが大事かと思っております。西播磨県民局長もおっしゃってありました。宍粟はやっぱりこの森林と木材で頑張っていく

しかない。ですから、その二つをしっかりと前に持って行って、頑張っていきたいなと思うんですね。

本当に人が生きる地域創生でございますので、これに向けてどれだけの人が動き、どれだけの人が元気になるか、これが大きな視点だと思うんですね。宍粟はとっても住みやすいところではございますが、宍粟に何があるかと聞きますと、何だろうなって、こうおっしゃるんです。ですから、せっかく森林セラピーが県下で初めてできるわけですので、県の本当に大きな応援もいただきながら、たくさんの人に応援いただきながら、宍粟は森林セラピーだと、森林セラピーは全国にいろいろありますけど、森林セラピーと言ったらやっぱり宍粟市だと、そういうふうに言ってもらえるように頑張っていたきたいと思います。

隣の鳥取県は智頭町、近いですね、ここから。そこは、平成23年の夏からこの森林セラピーを始められました。今年で4年目になります。私、お聞きしました。1年中で一番人が来るときはいつですかと。そうしましたら、10月から11月の終わりだと。11月に入りましたら、雪が降ってまいります。ですから、その雪が降る期間だけは休みますけれども、1月の終わりぐらいから、この雪の上をかんじきみたいなのを履いて、雪山森林セラピーも行っているということをおっしゃってありました。本当にすごいことだなと。

ましてや、ふるさと納税がございます。そのふるさと納税に特産品というのはほとんどこの県にもあるわけですが、この智頭町には、この森林セラピーの体験も入っていると。また、智頭町に来ていただくことがすごいことなんだと。宍粟もそうですね。特産品をあげましようじゃなくて、宍粟に来てほしいという、そういうものがやっぱりないと、人口も増えないでしょうし、本当にやっぱり定着というかね、定住もできませんので、宍粟に来ていただいて、宍粟のよさをわかっているためには、こういう体験も必要かなと思っております。そういう考えはいかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまお話にあったとおり、宍粟にいかに来ていただくことが大事か。そういう仕掛けをしていくということであります。また、いろんなことでどんどんやっていきたいと思うんですが、実は、先日、東京へ行く機会がありまして、御承知かもわかりませんが、女性でエベレストへ日本人で初めて登られた今井通子さんがいらっしゃるんですが、その方には是非森林セラピーも含めて宍粟市にお越しいただきたいということで、お会いしていろいろお願いしてきました。医

学博士でもあります。その方にいろいろお願いしたのと同時に、いろいろお聞きしたのは、セラピーの中で来ていただくことも大事ですが、例えば1週間のメニューの中で医療といかに連携をして、例えばストレスを解消していく、そういったことも非常に重要な要素だというふうなお話もありました。

また、地域の食材を使った、いわゆるセラピー弁当についても地域の食材と地域の皆さんとのかかわりの中で、どうやってそれを提供していくか。それから、兵庫県で一番最高峰の氷ノ山もありますので、氷ノ山のそういう四季折々の自然の中でうまく活用することも大事だと、こういうふうなお話を聞いて、実は11月の1日から3日の間、宍粟市に来ていただくことになりまして、いろんな方々とお話しする中で、今までに思いつかなかったこと、それから、これから何をやればいいのかということ等々、その中で勉強していく機会を設けておりまして、そういったことを通じて、さらなる充足を図っていきたいと、そのことが大事だろうと、こう思っております。

議長（秋田裕三君） 9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） すばらしい方に来ていただいて、いろんな意見を聞きながら、この森林セラピーが本当に失敗で終わったということがないように、本当に命をかけてでも地域創生でありますので、しっかりと取り組んで、宍粟の本当に目玉となっていくように頑張っていただければと思います。

まちの子が宍粟に来ましたら、空気がとってもおいしいと言うんですね。私はあまり空気がおいしいと思ったことがなくて、小さいときからずっと山におりましたので、あまり思いませんが、まちの子はとっても空気がおいしいと、おばあちゃん、帰りたくないという言葉をよく聞くんですけどね。本当に宍粟に行きたいなあという、そういうまちづくりをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目ののばそう健康寿命でございますが、これ、なかなか延びないんですね。先日、新聞を見ましたら、世界で健康寿命は日本がトップなんですね。トップではありますけれども、やっぱり長く生きる日本になりましたけれども、そこまですっと元気で最後までというのはなかなか難しく、何が難しいのかなって思いましたら、定年で仕事をやめます。そしたら、あとすることがないと、行くところがないと、そういう方が増えると、やっぱり自分が当てにされてないとか、そういう感じになってしまうと、だんだん気力が落ちてくるんですね。ですから、本当にそれぞれ特徴があるわけですから、特質があるわけですから、それを生かしていく、最後まで頑張

って何か、そういう生涯学習もありますけども、ずっと学び続ける、何かをしていく、そういうやっぱりまちでないと、本当にそれっきりという感じになってしまうと、なかなか健康寿命というのは延びませんので、そういう環境づくり、地域の環境づくり、家庭はもちろんそんなですけれども、そういう頼りにされているなあっていう、そういうやっぱり気持ちを持ち続けていかななくてはいけないかなと思います。

宍粟市には、いきいき百歳体操をするとポイントがつきまして、なかなかポイントもたまりませんが、でも、これが商品券に変わっていくよとなると、行こうかなという人が増えて、本当にお医者さんが何であんな元気になったのって言われるぐらい、この体操が生きているんだという人もいらっしゃいました。

先日、健康づくりへ取り組む特典といたしまして、ヘルスケアポイントというのが今あるそうなんです。楽しみながら、病気やけがの予防にも繋がる試みとして今注目をされております。これは、宍粟市は健康体操だけですけども、健康のお話を聞きに行ったり、本当にいろんなことがそのポイントになるんです。ですから、健診に行くのもポイントがつきますし、そういうことで歩いた歩数にもポイントがつくんです。1日どれだけ歩いたのかなというのでポイントがついたり、運動教室とか、そんなとこに参加するにもポイントがつく、いろんなことでポイントがつく、そういう取り組みですね、そういうのがあるというのがございました。

宍粟市も今は健康体操に参加するだけの人がポイントつきますけれども、ほかに何か考えている施策はございますか。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 議員、今御指摘いただきましたように、やはり高齢者の方々にとっては生きがいということが一つ大切なことでございます。今現在、いきいき百歳体操もいろんなの方々がお集まりいただく中で、やはり外へ出る機会が増えた、大変うれしいというお声もたくさん聞いておりまして、自治会長も率先してこのいきいき百歳体操に取り組んでいただいております。今、62自治会ですか、約900名の方が取り組んでおられますので、さらにこれは広げていきたいということと、それから、生きがいづくりの中では、やはりいろんな自分のことをするという場づくり、これが大切ですので、今、地域包括ケアシステムの一つの中で生活支援の担い手となっていただきたいと、そんな取り組みも行っておりますので、是非ともいろんなお元気な高齢者の方々にはやっぱりそういう助けていただくというか、御支援もいただきたいなというふうに思っています。

それから、今御提案ありましたポイント制度につきましては、今、いきいき百の中でこれを普及という観点の中で取り組んでおります。いろんな自治体の中ではいろんな取り組みをされているのは承知しております。ただ、何がいいのか、ポイントを付与することが目的ではございませんので、今回、いきいき百の中でポイント制を設けさせていただいたのは、やはりそういう地域の中でリーダーを養成していく中で、将来的には地域それぞれの方々が自らこの健康づくりに取り組んでいただくというのが大きな一つの柱に据えておりますので、今後、このいき百だけに限らず、その後の取り組みについてどうするかというのは、いろんな自治体の取り組みも参考にしながら、また議員の提案も参考にさせていただきながら考えさせていただきたいなと思いますけども、今現状としてはさらにこのいきいき百歳体操の参加者を増やすと。これは、それぞれ参加者の健康づくりはもとより、地域での支え合いというか、見守り、それから地域づくりということにも繋がっていきますので、まだ始めて1年少しですので、これはもう少し取り組んでいきたいなと思っています。

以上です。

議長（秋田裕三君） 9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 高齢者向けの遊具が何カ所か公園にあるということでしたが、これもたくさんいろんなところに増えるとよろしいかなと思います。背筋とか、やっぱり自転車も年をとりましたら、なかなか乗れませんので、そういう自転車こぎみたいなものもあればいいかなと思います。本当に健康で長生きをしていただきたいなと思います。人生80年と言った時代から、人生90年っていう時代に突入してしまいました。ですから、本当に介護においても、また医療においても元気でいてくださらないと、市も大変な状態になっておりますので、よろしく願いいたします。

やっぱり学び続けることが健康の秘訣だと思います。常に前進という心構えが大事かなと思います。本当に年をとったら、もうだめだなあとか思うんですけども、でも今日行くところがある、今日用事がある、そういう人生でありたいと思うんですね。

高齢者っていいましたら、高い齢と書きますけども、私は高いところを幸せな高齢者であっていただきたいと思います。私もいずれ75歳に突入してまいりますけども、そのときに趣味を生かしたり、何か人のために役に立つ、そういうことがやっぱり喜びになって、元気で過ごせるんじゃないかと思いますので、あるまじに行き

ましたら、その高齢者の方がいろんなものをつくって、それを地域の皆様に教えたり、販売したり、そういう場も設けていただいているところもございました。本当に最後まで誰かの役に立っているんだという、そういう意欲あるまちづくりでありたいなと思います。

ですから、一宮の奥のほうに行きましたら、本当にだんだん高齢化してきまして、一人でおばあちゃまがいらっしゃるところは草も刈れませんので、高齢者の方が自ら進んで草刈りもしてあげましょとかいう、本当に地域でしっかりとそういうことが根づいている地域もございます。ですから、そういうこともしっかりと頑張っていたきたいと思いますので、そういう折もまた市としての応援もお願いをしたいなと思っております。

最後の市役所の一角をそういう広場になって、1階のところにはいろんな展示を本当に毎回されております。今も通りましたら、何か展示されるのかな、準備をなさってましたけども、ある人が市役所に来ます。すぐに用事が終わらないわけですね。いろんな課を一遍に済ませようと思ったら、ちょっとおなかもすいてくる、やっぱり飲食ができる喫茶みたいところが市役所にあつたらいいなあっていう声もよく聞くわけですね。ここからちょっと行ったら、それはもちろんあるわけですけども、だんだんと高齢者になってきましたら、この場でそれができるとうれしいなと。バスもせっかくここまで来てくれるわけですから、やっぱりそんなのもいいかなと。

2カ月に一度、施設の方がパンとかを販売されます。私も28日にここに来ましてね、それを買って求めるためにわざわざ来たんですけども、でも、本当にふだん食べれないパンに出会ってね、おいしいパンに会ったなあって、うれしく思いましたけれども、本当にそういうのもちょっと増やしていただく、そういうことも考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 障害者の施設の事業所の方々の販売されている分野でございますので、私のほうからその点についてはお答えをさせていただきたいと思っております。

平成25年に始められました。実施回数につきましては、それぞれ事業所で皆さんがお集まりいただいて、連絡会をつくっていただいております。それで、その連絡会の中で開催する回数をどうしようとか、それから運営の準備、机を出したりとか、そんな運営の準備等々、順番をどうしようとか、そういう連絡会の中でお決めしていただいております。結果として今現在2カ月に1回の開催、この2カ月に1回の

開催になりましたのは、パンとか、それからドーナツとか、そういう品物につきましては、ほぼ毎日のようにつくれるわけなんですけども、木工製品であったりとか、さおり織りであったりとか、若干日数をかけないとできないものもございます。そういうものにつきましては、ある程度の期間を置いて商品をつくる、その期間をみるとどうしてもやっぱり2カ月ほどは必要だなということで今現在2カ月に1回というふうになっておりますが、ただ、あと行政のほうは場所については、毎月でも結構かと、いろいろ開催していただいたらとは思っておりますので、その販売の回数についてはまた事業所の連絡会の中でいろいろと検討していただいて、今現在2カ月に1回を1カ月に1回してみようかとか、それは連絡会のほうにまたどうですかということは投げかけもさせていただけたらなと思います。ただ、結果としてどうされるかはそれぞれ事業所の中で決めていただくことになりますので、その点で御理解いただけたらなと思います。

議長（秋田裕三君） 9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 福祉施設の皆様の販売に関しては、今部長がおっしゃったようにしていただいたら結構かと思いますが、市役所のどこかに飲食できる喫茶って、そういうものはお考えではございませんか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 失礼いたします。市役所の中に市民の方も集える場というような意味合いかと思いますが、この部分につきまして、この庁舎を建てる時にもある程度の検討はされたんですけども、現在の状況で建った状況がござい

ます。これから公共施設等も市民局も含めて古くなってきて、整備計画等を立てていく必要があると思います。その場合、これからの庁舎、公共施設等はやはり市民の方の利便性、あるいは集いの場としても活用していただけるのが一番かなと考えておりますので、その辺の計画も含めていろいろな御意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

議長（秋田裕三君） 9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 市民の皆様の利便性を本当にしっかりと考えていただいて、市役所が敷居の高いものじゃなくって、本当に市民の皆様が喜んで来ると言ったらおかしいですけども、気軽に来てくださる、そういう場であってほしいなと思います。どうか、よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（秋田裕三君） これで、公明市民の会、榎橋美恵子議員の代表質問を終わります。

会議の途中ですが、休憩をとります。

午後 2 時 20 分まで休憩をとります。

暫時休憩。

午後 2 時 07 分休憩

午後 2 時 20 分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、真正会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

7 番、東 豊俊議員。

7 番（東 豊俊君） 7 番、東でございます。通告に基づき代表質問を行います。

1 点目は、適正な職務執行と職員の綱紀粛正について問います。

午前中、同僚議員がこの件で質問をし、答弁もありましたが、大事な問題ですので、会派真正会からも再度質問をいたします。

職員のパソコン操作誤りによる行政間ネットワークの遮断、職員の単純ミスによる入札の誤り、給食センターでの異物混入等、市民の信頼を失墜する行為があったことは、信頼される市政のためのコンプライアンス条例が遵守されているとは言いがたいです。そのようなことから、再発防止に向けた取り組みがなされるよう、平成27年8月12日付で市議会から議長名で市長に申し入れを行いました。

その後、平成27年8月20日付で市長から議長宛てに議会への回答として、「基本的な確認作業を怠ったことにより発生したものであり、原因を究明し、再発防止に向けて対応を行っているところです。市政が市民の厳粛な信託によるものであることを再認識し、全職員の倫理保持のための措置を講じ、公平かつ公正な市政運営に取り組んでまいりたい。」とのことでした。

全ての事柄に原因と結果があります。どのようなときでもよい結果には良好な原因があり、悪い結果には必ずあしき原因があります。人為的なミスがなぜ発生したのか。そして、その部署の管理能力はどうであったのか。さらには、従来の職員研修で改善がかなうのか。この検証が強く求められます。

学校給食センターにおける異物混入は、食の安全・安心です。調理施設の照明や設備だけの問題ではありません。そこにかかわる人によります。危機管理の徹底と

ありますが、このようなことが二度と起こらないよう願うものです。

この点を本日は議場で市長及び教育長に再確認するものです。いかがでしょうか。

2点目は、戦没者追悼式についてであります。

戦後から70年という節目の年、さきの大戦で犠牲になられた方々を心から追悼し、世界の恒久平和を願うため、宍粟市戦没者追悼式が去る平成27年6月28日、山崎文化会館において宍粟市遺族会の主催で実施されました。宍粟市遺族会会長の式辞、宍粟市長、宍粟市社会福祉協議会会長の追悼の言葉、そして多くの来賓・遺族の献花をして、厳粛のうちにとり行われました。

また、平成27年8月4日には、兵庫県公館において戦後70年目の節目に当たり、県下の戦争犠牲者に追悼の誠をささげるとともに、戦争の悲惨な体験を次代に伝承することにより、恒久平和を祈念するため、兵庫県主催による戦没者追悼式が実施されました。

兵庫県知事の式辞、兵庫県議会議長、遺族代表、若年世代代表の追悼の言葉、そして多くの来賓、遺族、一般参列者が献花をしております。

兵庫県においては、昭和27年から60年まで7回実施しており、平成2年以降は5年ごとにこの式典を実施しています。旧山崎町の時代には、平成12年に山崎町、山崎町社会福祉協議会、山崎町遺族会により実施されております。その後に至っては遺族会による実施となっております。追悼式の趣旨・目的から戦没者追悼式は市として取り組むべきと思います。市長の考え、今後の方針を伺います。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 東 豊俊議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、真正会代表の東議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の適正な職務執行と職員の綱紀粛正、この関係であります。午前中もいろいろお話があったとおりであります。今回のような業務上のミスが発生につきましては、もとよりあってはならないことでありまして、業務に対する集中力の欠如があったと言わざるを得ません。いま一度業務に対する取り組み方を職員一人一人が自分自身を振り返る必要があると、このように考えております。

その上で、各部署においてもそれぞれの管理監督職員がそれぞれの立場で業務に係るリスクを想定の上、職務を執行することが大切だと、このようにも感じておるところであります。

各部署における管理能力も個々の能力に加え、組織やシステムとしてリスクの軽減ができる部分は速やかに改善していかなければならないと考えています。今回のことを受け、改めて各部署におけるリスク管理の徹底、職員個々人に向けた業務に対する意識の向上に向けた研修・啓発を行ってまいりたいと思います。

また、給食センターにおける異物混入に関しましても、このようなことが発生しないよう、あらゆる努力が必要と、このように考えておるところであります。教育委員会とも協議の上、給食安全マニュアルの徹底だったり、施設的な改善の両面から対策を検討しておるところであります。いずれにしても、大変申しわけなく思っております。

2点目の戦没者追悼式のことです。

経緯・経過は先ほどお話のあったとおりだと、このように認識をしております。特に今年度は、戦後70年の節目として遺族会の主催により全市的な合同追悼式典がお話のあったように6月28日、山崎文化会館において厳粛に実施をされました。

今後につきましては、特に、遺族会の方々もその日にもいろいろお話もあったところではありますが、非常に高齢化等開催に対する課題もいろいろあるんですと、そういった類の話をいろいろお聞きをしました。また、先日の兵庫県主催の追悼式典も開催された中で、私も出席をさせていただいておりましたが、幹部の方からもいろいろ御意見をいただいております。それらのことも踏まえながら、場合によっては5年に1回の開催なども含めて遺族会の皆さんとの協議によって、その意向を再度確認させていただき、今後検討していきたいと、このように思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

そのほかの御質問等々について、教育長よりもお答えをさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうから学校給食センターの異物混入について、お答えしたいと思います。

このたびの異物混入問題につきましては、午前中、岡前議員のときにも申しあげましたように、市内の児童生徒、また保護者の皆様、さらには学校関係者の皆様に多大なる御心配をかけましたことについて、おわびを申し上げたところであります。

また、適正な管理運営ができていなかったことにつきまして責任を感じているところであります。

学校給食における異物混入につきましては、平成22年に策定しました宍粟市学校給食安全マニュアルに沿いまして、異物混入の防止に努めてきたところであります

が、結果としましては、ここ数年数値が上がっていたというところでございます。

そういうことで、まず、異物混入が認められてからの対応を少し述べさせていただきますが、発見されましたら、学校長もしくは教頭から連絡をいただきまして、それぞれの所長が学校に出向きまして対応するようにしております。その原因について、特定できなかったものにつきましては、県の食育センターへ検査・調査を依頼するなど、早期対応を図って再発を起こさないように努めていたところであります。

また、その後の対応としましては、この7月、8月にほとんどの職員が3回にわたりまして研修をしましたが、今後の対応につきましてはこういうことが起こらないように、異物混入、それから衛生管理のスキルアップをさらに行うとともに、適正な調理場の環境整備、また調理作業員への作業手順の徹底、それから食材の納入時の研修、下処理作業時、さらには調理をしているとき及び配缶時などの目視による発見、除去の徹底を図っていきたいと思っております。

いずれにしましても、給食センター職員一同、食の安全・安心ということを念頭におきまして、異物混入を出さないよう、心してこれまで以上に取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 2点にわたって答弁をいただきました。まず、1点目の適正な職務執行と職員の綱紀肅正について、市長から、そして教育長から答弁をいただきました。

まず、教育長の答弁がありましたけども、平成22年に作成したマニュアルによってきっちり今からやっていきたいと、こういうことなんですけども、さらにきっちりしたものにしていきたいということなんです。

市長の答弁についても、まず、なぜこういうことが起きたのかに対しては、集中力に欠けていたんじゃないかなと、こんなことでした。

それで、午前中、同僚議員からの質問に対していろいろ答弁もありましたけども、同じ内容の質問を通告しておりましたので、気になりながら聞いていたんですけども、まず一つは、市長の答弁の中に、質問は処分のことをかなり質問の中に言っていましたけども、市長は答弁の中で職員は市の財産という認識があると。だから、職員は大事にしていきたいと。そして、処分をすることはもちろん、それはしないといけないけども、それよりも育てることが大事だというような答弁だったと思いま

す。それは大いに結構だと思います。当然そのとおりにするべきだと思います。ただ、市長の答弁の中に、責任の重大さを認識していると、こうありました。

それから、今はなかったですね、私の質問にはお二人ともなかったですけども、午前中ありました。教育長も責任の重大さを痛感していると、こうありましたね、午前中の質問にはそう答えられて、今、私の質問にはその言葉はなかったんですけども、恐らく同じことだろうと思いますので、あえてこの点を取り上げました。

市長は責任の重大さを認識している、教育長は責任の重大さを痛感しているということでした。重大さを認識して、重大さを痛感しておれば、それなりのことを行動で示すべきだと思いますね。痛感しています、言葉であったんでは、真の認識、真の痛感にはならないと思いますね。ですから、それは何らかの自分たちも、三役、副市長もおられますけども、市長、副市長、教育長はそれなりのやっぱり態度で示すべきかなあと。それでもって初めて市長が言われた、職員は市の財産とっているんだと。職員を今からきっちり育てていきたいということが言えるんじゃないかなと思います。自分は何もしなくて、そして職員を処分することはできないと思いますよね、実際に。なので、職員にも厳しく当たるけれども、自分もそれなりのことはしていくという、このことが再発防止に繋がるんじゃないかなと、こんなふうに考えますが、市長、教育長、改めてもう一回その件で答弁をしていただいたらありがたいかなと、こう思います。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 午前中も申し上げたとおり、当然市政を預かる最高責任者として、また、任命権者として、極めて重く受けとめております。あわせもって責任の重大さを認識していると、このことは間違いありません。そのことは、当然のこととあります。

ただ、私は、私の思いとして、特に職員というものは私にとっても財産と同時に、市民にとっても財産であると、こういう観点の中で、当然であります。特に上司、いわゆるもう少し平たくいいますと、先輩にとっても同僚あるいは部下を含めて指導することも非常に大事であります。あわせもって育てると、こういうことも大事であります。こういうことを申し上げました。

しかしながら、今おっしゃったように、じゃあ、その責任は言葉だけではないですよと、こういうこととあります。午前中もありましたとおりであります。私は私なりにそういったことの御指摘も踏まえて、検討なり考えていきたいと、このように答弁させていただいておりますので、そのとおりであります。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 午前中と先ほどと言葉を使い分けたわけではないんですが、気持ちとしては同じだったということを御理解いただきたいと思います。

そして、責任を感じるということに関しましては、今市長の答弁にありましたように、今後、市長また副市長とも相談させていただきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 是非三役からまず範を示して、そして、職員を大事に育てていくと、こういう徹底した考え方で行っていただきたいなど、このように思います。

市長は先ほども言われましたけども、やっぱり職員は大事であると、宝であると、これはそのとおりだと思いますね。全くそのことには同感でございます。それで、職員を育てると、育てることも大事だという考え方なんですけども、この先ほど私の質問の中にもありましたけども、人が何事も行うわけですね。適した人を適した職場にということが大事だと思うんですね。その辺も今後十分考えて、簡単に皆さん適材適所という言葉が使われますけども、やはり人間それぞれに市長も、恐らく教育長もそのとおりだと思うんですけども、人のそれぞれのよさというのはやっぱり認めていると思うんですね、職員の。ですから、職員がしっかり仕事ができる、できることはやっぱり信じてあげないかと思うんですね、信じていると思いますかね。ですから、適した人を適した職場に持って行って、存分に仕事をさせるということが非常に大事なんじゃないかなと思います。

いろんな職場がありますので、その職場によって人は変わってきます。今まではそんなに張り切ってなかったけども、今度新しい職場では随分張り切って仕事をしているという職員もいるはずですよ。また、反対に今まで一生懸命だったけども、変わったおかげで元気がなくなったということもあるかもわかりません。ですから、あくまでもその人その人にはその人その人の能力なり、そして適したことが必ずあるはずですから、それをまた見極めるのも三役の仕事ではないかなと、また管理職の仕事ではないかなと、このようにも思いますので、その辺をあわせて再度しっかりやっていただきたいことをもう一度答弁を願いたいなど、こう思います。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） おっしゃったとおり、適材適所というのが非常に大事な部分でありまして、私も経験上、何が適材適所かというのは別にしまして、そのことは非常に大事だと常々考えております。

しかし、私たちそれぞれ公務員はそれぞれ法律に基づいているあるわけでありまして、朝も申し上げたとおり、一体誰のために何のためにと、我々役所へ入った者としても、私もその経験をしておりますが、初心を忘れることなく、常々やらないかと。これは誰も思っておることだと思っておりますが、ただ、やっぱりずっと時間がたちますと、どうしても忘れがちな部分があったり、おざなりになったりする部分があると。それはやはりふだんの研修のことも大事ですけども、ふだんの職場での繋がりだったり、人と人の繋がりの中でも学び取ることができるんじゃないかなと。もうちょっと平たく言いますと、その職場の風土にもいろいろあるんじゃないかなと思っております。そういう観点で職員も本当に生きがいを持って働けるような職場環境をつくることも私にとっては大事な仕事だと、このように考えておりまして、ただいまおっしゃったようなことも含めて、今後十分そのことを念頭に職員と一体となって市民の公平・公正、また信頼を得れるようにさらに頑張りたいと、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私も先ほどから申し上げておりますように、食の安全・安心ということは、子どもたちの健康、将来にわたって子どもたちの大切な体をつくっていく基本になる食育の部分でありますので、このことについては本当に心して取り組みたいと思っておりますし、三つのセンターがあるわけですが、それぞれ人間関係等含めて十分考察しながら配置転換等、また今の人材で十分賄えているのかというようなところも検証しながら、今後しっかり取り組んでいきたいと、そのように思っております。いずれにしましても、子どもの体を守る、体づくりに寄与するという観点でしっかり取り組みたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 是非そのようにしていただきたいと、このように思います。

それで、先ほど1回目の質問のときに、私、従来の職員研修で改善がかなうのかと、こういう問いをしました。具体的なことは答弁なかったんですけども、この辺は副市長が全部統括されているんだと思うんですけども、副市長、どうですか、従来の職員研修とはまた別に今後はこういう研修ということをお考えであれば、この場でお聞かせ願えばいいと思うんですけどね、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） この職員の職務執行については、私が実務上は全て統括しております。市長に迷惑をかけておるのも事実でございます。その中で、従来の

職員研修、全体で綱紀肅正通達でありますとか、理念の研修、それが主でございます。ただ、今後については、意識の改革や理念周知、これに加えて一つ一つの事例について、例えばAがこの仕事をすればBがチェックをするとか、そういったことも具体的にやる必要があるというふうに認識をしておりますので、その都度その都度改善に努めたいと思います。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） チェックが全てかなと思いますけども、その前に、さっきも言いましたように、人が行うわけですから、まず人が全てかなと、こんなふうに思います。その辺をきっちり今から見極めてやっていただきたいなと、このように思います。

この件はこれで置きまして、もう1点、2点目の答弁いただきました戦没者追悼式の件ですけども、市長の答弁によりますと、遺族会も高齢化が進んでいるということとか、その点と、それから、5年に1回を含めて遺族会とも協議をして、検討をしていきたいと、こういう答えでしたけども、私が申し上げたのは、追悼式の趣旨・目的のところを申し上げたんですね。ですから、遺族会が高齢化になったから、どうかということをお願いしたのではないんですね。

兵庫県においてもこういう趣旨・目的で戦没者追悼式を県がやられていると。市もこういう目的でされるのが筋じゃないですかという申し上げ方をしたんで、遺族会が高齢化でもうできないからということではないんですね、本来はね。ですから、市としてどう取り組んでいくかというところを申し上げたかったんで、その辺の認識の違いがもしありましたら、認識を一緒にしていただいて、前向きな回答をお願いしたいなと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 回答不足で申しわけありません。趣旨・目的は私は全く同感であります。特に、戦争の悲惨な体験を次代に伝承すること、このこと、それから恒久平和を祈念すること、さらに追悼の誠をささげる、このことはその目的としてやる、そのことは当然のことだと私も認識しております。

特に、先ほどお話があったとおりであります。県の主催の追悼式典の中で、青年が追悼文を読み上げました。原稿もなしに自分の考え方を述べておりましたが、私たちが引き継いでさらに次の若い世代に引き継いでいく平和の尊さ、今日のありがたさ、同時に恒久の平和を若い者がやらなくてはならない、こういう決意がなされました。まさにそのことがその追悼式の目的であろうと、このように考えておりま

す。

ただ、先ほど申し上げたのは、遺族会の皆さんからもこれまでの経過を踏まえて、我々も高齢化になってなかなか開催そのものも非常に厳しいんだと。したがって、そのことも踏まえながら、市としても検討してもらったらどうやというお話を聞いたと、こういうことでありまして、決してその目的を逸脱しようとするものではありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 言い方、聞き方によって、若干話がずれる場合がありますけれども、じゃあ確認をしておきたいと思います。せっかくの機会ですのでね。遺族会の戦没者追悼式の趣旨・目的は理解をしていると。ですから、遺族会の意見も十分聞いた上で、今後は5年に一度ぐらいは市で実施することを前向きに検討するという回答でよろしいですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） はい、そのように捉えていただけたらいいかと思います。

7番（東 豊俊君） 終わります。

議長（秋田裕三君） これで、真正会、東 豊俊議員の代表質問を終わります。

以上で、会派の代表質問は終わりました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月9日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時48分 散会）